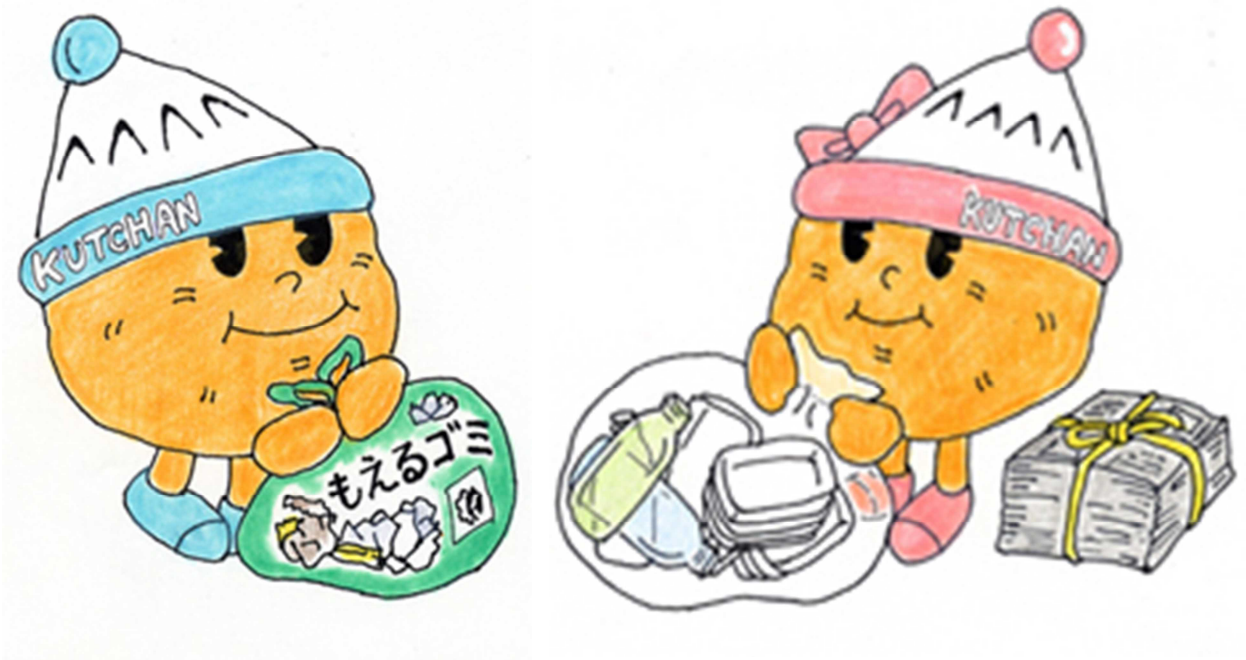


清掃事業概要

(令和3年度版)



令和4年3月

倶 知 安 町

目 次

I 『概説』

1. 倶知安町の自然的特性	3
2. 倶知安町の足跡	3
3. 社会経済状況	3
4. 倶知安町の位置	5

II 『清掃事業の組織』

1. 機 構	6
2. 事務担当	6
3. 人員配置	6

III 『清掃施設の現況』

1. 倶知安町清掃センター	7
2. 倶知安町一般廃棄物最終処分場	10
3. 倶知安町資源リサイクルセンター	11
4. 回収資源物保管用ストックヤード	12
5. エコガレージ	12
6. 民間のリサイクル等施設	13

IV 『一般廃棄物収集処理事業』

1. 清掃事業の沿革	14
2. リサイクル事業の沿革	18
3. 収集制度の推移	20
4. ごみの出し方	22
5. 収集運搬及び処理・処分しないごみ	24
6. 収集運搬はしないが直接搬入により処分するごみ	25
7. 収集運搬、直接搬入による受け入れをするが、町外事業者へ委託処分するもの	26
8. 引っ越しごみについて	27
9. 廃棄物収集・運搬業務	27
10. ごみ処理フロー	31
11. ごみ処理経費及び処理コストの推移	32
12. ごみ処理量の推移	32
13. 資源ごみ引渡実績の推移	33
14. エコガレージ利用状況の推移	33
15. ごみ処理手数料及び収入の推移	34
16. 資源売却額の推移	34
17. ダイオキシン類測定結果	35
18. 焼却施設における作業環境管理のダイオキシン類濃度測定結果	35
19. 一般廃棄物最終処分場の環境測定結果(ダイオキシン類を除く)	36
20. ごみ質分析結果	38

V 『ごみ処理手数料（有料化）』

1.	ごみ処理手数料導入の経緯	4 1
2.	議会での審議経緯	4 1
3.	有料化後の経緯	4 3
4.	ごみ処理手数料の算出	4 3
5.	ごみ処理手数料の見直し	4 4
6.	ごみ処理手数料（収入証紙）の徴収	4 5
7.	全国のごみ処理手数料の状況	4 6

倶知安町の一般ごみ広域焼却処理問題（元倶知安町長 伊藤 弘）	4 8
--------------------------------	-----

VI 広域ごみ処理について

1.	経過	5 3
2.	羊蹄山麓7町村のもやせるごみの排出量	5 7
3.	羊蹄山麓7町村のもやせるごみ量割合	5 7
4.	羊蹄山麓地域広域ごみ処理新施設整備状況	5 8

I 概 説

1. 倶知安町の自然的特性

倶知安町は北海道の西南部で後志管内のほぼ中央にそびえる羊蹄山の山麓に位置しており、東西 25.1km、南北 21.8km で総面積 261.34 k m²を有している。

町の地勢は南側に羊蹄山、北側に余市山脈を眺め、西側はニセコアンヌプリ等の山岳に囲まれた盆地であり、東南部から西南部に向かって流れる尻別川を挟んで小さな段丘が続いている。

地質は大部分が第4紀層で形成されており、山岳部は家畜の飼育適地が多く、盆地部は東側の京極町へかけて、肥沃な農業地帯となっている。

気候は冬期間に北西の季節風を受けるため、積雪 3m を超えることがあり、北海道屈指の豪雪地帯である。また、冬の気温は極端に低くならないが、年に 3～4 回、マイナス 25℃ となることがある。

年間の降水量は平均 1,600mm 前後であるが、羊蹄山に降り注ぐ雨水や融雪水が山脈から地中にしみ込み、麓から湧き出ている。この湧水は四季を通じて冷たく、まろやかな味で知られている。

2. 倶知安町の足跡

倶知安町の開基は 1892 年(明治 25 年) 5 月、仁木宇蔵、阿部半平など 16 名の開拓者が巨木の生い繁る原生林に斧を入れたのが始まりといわれる。

4 年後の明治 29 年に虻田町から分村して「倶知安村」が誕生し、明治 43 年に後志支庁が開庁したことによって、管内の行政、文化、経済の中心地となった。

明治 37 年には北海道鉄道(函館本線)が開通し、立地条件にも恵まれた倶知安は誕生 10 年後、早くも人口 1 万人を超す成長を遂げている。

大正 5 年には町制が施行され、大正 8 年京極線が開通し、後志全体の生活物資や生産資材等の集散地としてにぎわいを見せた。

昭和に入ってから昭和 10 年に字名、地名の改正、昭和 16 年に開基 50 周年記念式典を経て終戦を迎えた。

戦後の主要な歩みとしては昭和 24 年に都市計画区域の指定、昭和 37 年に全日本スキー選手権大会、昭和 38 年にニセコ一帯を国定公園に指定、昭和 39 年にスイス・サンモリッツ市と姉妹都市提携、昭和 45 年に第 25 回国民体育大会冬季スキー競技会の開催、さらに昭和 61 年に 2 度目の冬季スキー国体を開催、平成 3 年に開基 100 周年を迎え、後志管内の行政・経済・文化の中心地として発展している。

3. 社会経済状況

倶知安町の総人口は開基わずか 10 年目に 1 万人を超え、明治 40 年には 15,000 人を突破している。しかし、間もなく東倶知安(現京極町)を分村するなど若干の増減をくり返し、昭和 15 年の国勢調査人口 12,473 人が人口推移の歴史を通じて最小となっている。

戦後も農業就業人口や勤労者等人口が増え続け、国勢調査ごとに人口、世帯数とも増加し、昭和 41 年には 20,000 人を突破した。

その後は高度経済成長に伴う大都市への若者層流出と産業構造の変化などの影響を受け、一時的に減少したが、昭和 50 年以降はほぼ横ばいで推移していた。

しかし、昭和 60 年以降の国鉄胆振線の廃止や国鉄等の民営化、国・道など関係機関の統廃合、自衛隊の縮小等の減少要因がある一方で、海外観光客の好調な入り込みに伴う外国籍住民の増加もあり、人口は令和 3 年 3 月 31 日現在、14,826 人となっている。

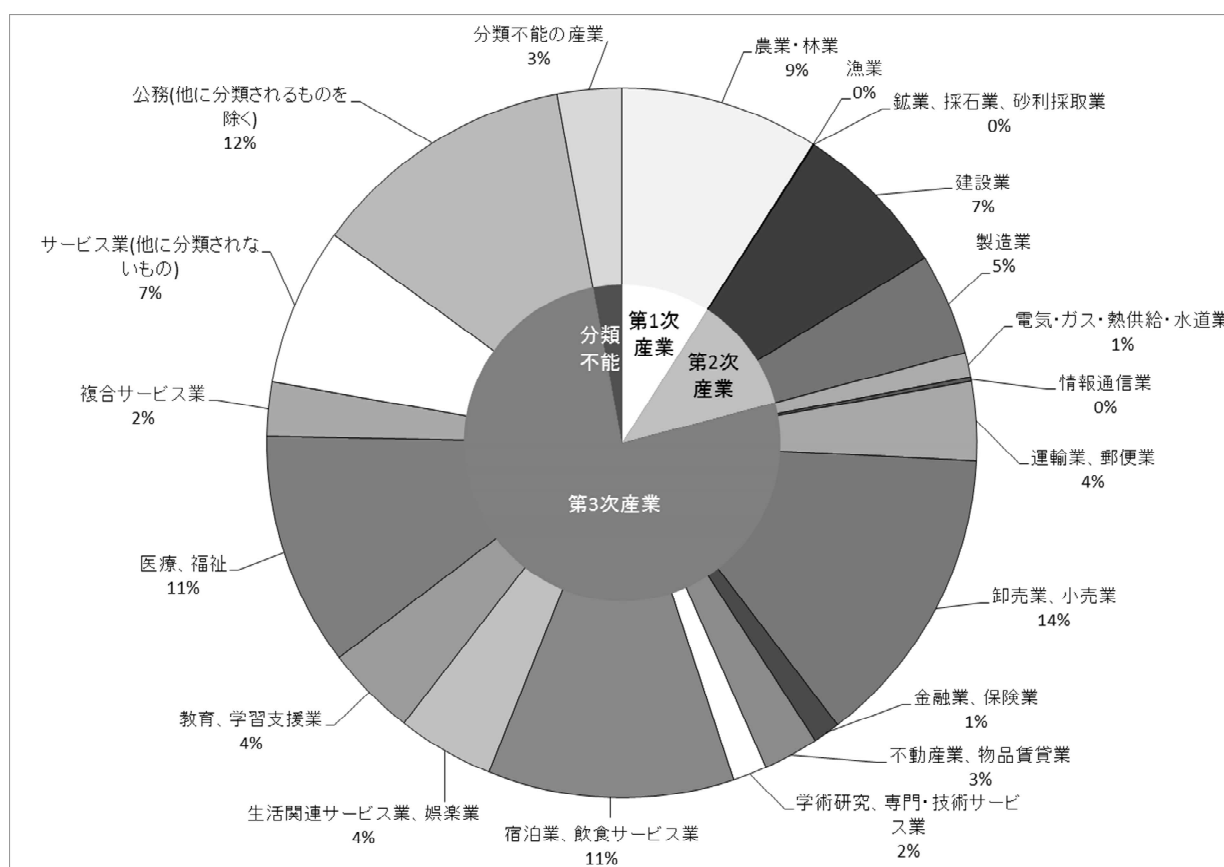
年齢別構成比では高齢人口比率が全道平均よりも低くなっているが、今後急速に高齢化が進んでいくものと予想される。

就業者人口の大区分別割合では第 1 次産業が 9.1%、第 2 次産業が 11.8%、第 3 次産業が 79.1% となっていて、基幹産業である農業より圧倒的にサービス業をはじめ、卸・小売・飲食店業や公務員が多い。

表 1-1 国勢調査における人口及び産業別就業者人口

年 次	H 2 年	H 7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R 2 年	構成比
総人口	18,030	17,078	16,184	16,174	15,568	15,018	15,129	-
就業者人口	9,337	9,185	8,734	8,593	8,049	7,820	未 公 表	-
第1次産業	1,329	1,049	942	938	756	709		9.07%
第2次産業	1,509	1,505	1,308	1,080	965	925		11.83%
第3次産業	6,499	6,631	6,484	6,575	6,322	5,957		76.18%
分類不能の産業					6	229		2.92%

図 1-1 倶知安町の就業者構成



資料：国勢調査 (H27)

表1－2国勢調査における年齢階級別人口（令和2年）

年齢(各齢)	北 海 道					倶 知 安 町				
	総 数	男	割合	女	割合	総 数	男	割合	女	割合
総 数	5,224,614	2,465,088	47.2%	2,759,526	52.8%	15,129	7,787	51.5%	7,342	48.5%
0～4歳	162,373	83,004	1.6%	79,369	1.5%	623	329	2.2%	294	1.9%
5～9歳	189,483	96,778	1.9%	92,705	1.8%	690	343	2.3%	347	2.3%
10～14歳	203,948	104,728	2.0%	99,220	1.9%	628	327	2.2%	301	2.0%
15～19歳	221,229	113,445	2.2%	107,784	2.1%	477	250	1.7%	227	1.5%
20～24歳	220,409	112,616	2.2%	107,793	2.1%	586	342	2.3%	244	1.6%
25～29歳	224,130	112,587	2.2%	111,543	2.1%	808	458	3.0%	350	2.3%
30～34歳	247,463	124,006	2.4%	123,457	2.4%	908	503	3.3%	405	2.7%
35～39歳	287,154	142,111	2.7%	145,043	2.8%	1,097	586	3.9%	511	3.4%
40～44歳	336,549	166,377	3.2%	170,172	3.3%	1,175	638	4.2%	537	3.6%
45～49歳	388,162	191,426	3.7%	196,736	3.8%	1,234	694	4.6%	540	3.6%
50～54歳	345,552	166,292	3.2%	179,260	3.4%	1,026	594	3.9%	432	2.9%
55～59歳	339,699	162,041	3.1%	177,658	3.4%	911	474	3.1%	437	2.9%
60～64歳	335,380	160,590	3.1%	174,790	3.4%	874	456	3.0%	418	2.8%
65～69歳	395,875	185,727	3.6%	210,148	4.0%	892	434	2.9%	458	3.0%
70～74歳	419,875	189,689	3.6%	230,186	4.4%	1,001	467	3.1%	534	3.5%
75～79歳	307,446	129,839	2.5%	177,607	3.4%	678	293	1.9%	385	2.5%
80歳以上	540,827	190,942	3.7%	349,885	6.7%	1,160	417	2.8%	743	4.9%

4. 倶知安町の位置



図1－2 倶知安町の位置

Ⅱ 清掃事業の組織

1. 機 構

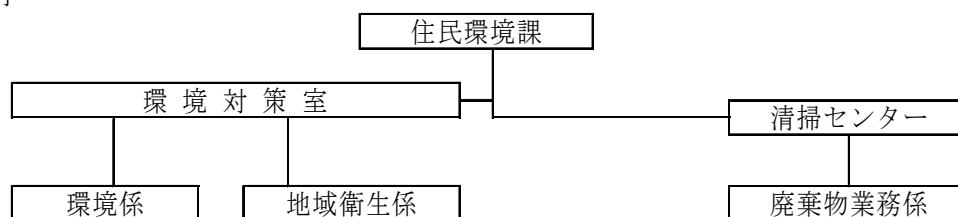


図 2－1 機構図

2. 事務担当

●環境係

①環境衛生に関すること②公害対策に関すること③環境保全に関すること④大気汚染防止に関すること⑤水質汚濁防止法に関すること⑥公害防止に関すること⑦騒音振動に関すること⑧水資源に関すること⑨エネルギーに関すること⑩一般廃棄物の処理・分別・減量化・資源化等の企画に関すること⑪一般廃棄物処理業の許可に関すること⑫清掃事業に関すること⑬広域ごみ処理の企画に関すること

●地域衛生係

①そ族、害虫の駆除、狂犬病予防及び野犬掃とうに関すること②浄化槽に関すること③墓地・火葬場に関すること④火葬場使用許可事務に関すること⑤公衆浴場に関すること⑥公衆便所に関すること⑦次の使用料の収納に関すること（ア）火葬場使用料（イ）墓地使用料（ウ）浴場使用料

●清掃センター廃棄物業務係

①一般廃棄物の収集及び処理に関すること②一般廃棄物処理施設の運営管理に関すること③ごみ処理手数料に関すること④資源リサイクルセンターの運営管理に関すること⑤一般廃棄物処理施設の整備に関すること⑥その他廃棄物処理に関すること

3. 人員配置

表 2－1 人員の配置（令和 3 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

職	住 民 環 境 課			計
課 長	1			1
	環境対策室		清掃センター	
室 長・所 長	1		（1）課長兼務	1（1）
	環境係	地域衛生係	廃棄物業務係	
係 長	1	1	1	3
主 査				
主 事		（1）環境係長兼務	（1）環境係長兼務	（2）
会計年度任用職員	1	1	1	3
				8（3）

Ⅲ 清掃施設の現況

1. 倶知安町清掃センター

(1) 建 物 (管理棟)	延べ面積	3 1 4 . 9 6 m ²	(工場棟)	延べ面積	1 , 5 7 7 . 2 1 m ²
	建築面積	1 8 0 . 4 7 m ²		建築面積	1 , 2 3 7 . 4 9 m ²
	構 造	鉄骨ALC板		階 数	地上3階・地下1階
				構 造	鉄骨ALC板 (一部鉄筋コンクリート)
(2) 工事費(処理施設総体)	9 5 9 , 8 5 3 千円				
(内訳)	焼却処理施設	5 1 3 , 0 0 0 千円	(3) 財源内訳		
	破碎処理施設	2 6 3 , 3 0 0 千円	国庫補助金	3 9 8 , 0 8 8 千円	
	附 帯 工 事	5 3 , 0 8 0 千円	(防衛施設庁民生安定整備事業)		
	実 施 設 計	2 0 , 0 0 0 千円	起 債	3 9 8 , 2 0 0 千円	
	調査設計委託	4 7 , 6 7 0 千円	(厚生年金・国民年金積立還元融資)		
	用地購入費	2 9 , 4 1 5 千円	一 般 財 源	1 6 3 , 5 6 5 千円	
	事 務 費	3 3 , 3 8 8 千円			

表3-1 焼却施設の概要 ※平成27年3月末をもって焼却業務終了

項 目		内 容		
施設当初・改造後区分		当 初 (昭和63年12月)		改 造 後 (H14.12 ~)
事業主 体		倶知安町		
ごみ	施設 名 称	倶知安町清掃センター		
	所 在 地	北海道虻田郡倶知安町字旭 2 7 9 番地 1		
	竣 工	昭和 6 3 年 1 2 月		平成 1 4 年 1 1 月
	処 理 能 力	30t/日 (15t/8h×2炉)		44t/日 (22t/16h×2炉)
	敷 地 面 積	8 8 , 1 4 4 m ²		
焼却	設備内容	受入供給施設	ピットアンドクレーン式	
		焼 却 施 設	ストーカ式	
		ガ ス 冷 却 施 設	ガス冷却室(水噴射式)	
		排ガス処理施設	電気集塵機	バグフィルター
		余熱利用設備	温水発生器(暖房・給湯用)	
		通 風 設 備	平衡通風式、押込送風機、空気予熱器、誘引送風機、煙突(高さ 3 5 m)	二次燃焼送風機：追加
		灰 出 し 設 備	灰出コンベアー・灰バンカー	
設計	計画品質	高 質 ご み	低位発熱量	2,000kcal/kg
		基 準 ご み	低位発熱量	1,600kcal/kg
		低 質 ご み	低位発熱量	800kcal/kg
施設の概要	公害防止条	大 気	ばいじん濃度	0.5g/m ³ N
			硫黄酸化物濃度	K値 17.5以下
			窒素酸化物濃度	250ppm
			塩化水素物濃度	700mg/m ³ N
			ダイオキシン類	80ng-TEQ/m ³ N (H10年12月～適用)
要	熱 灼 減 量	10%以下		

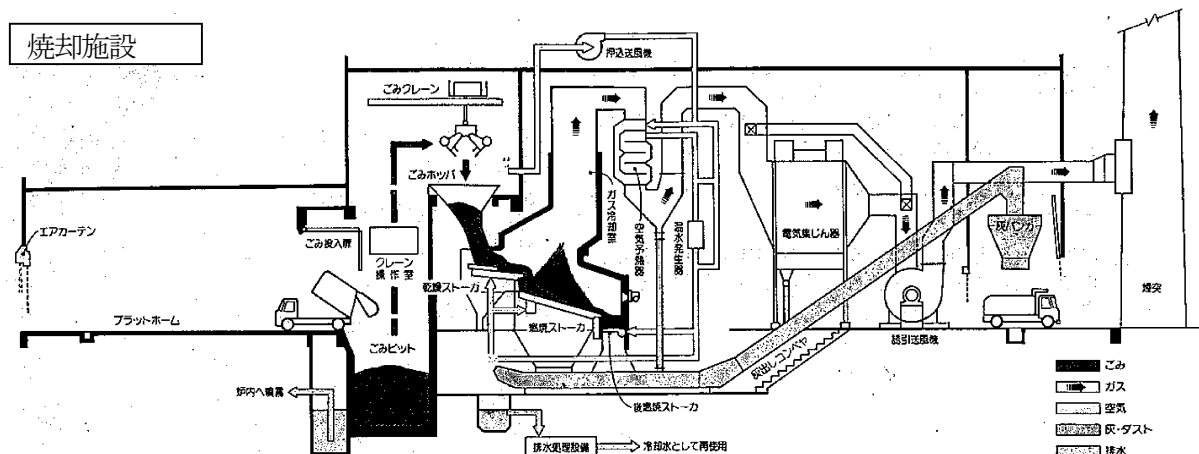


図3-1 焼却処理フロー(当初)

(4) 改造整備工事費 (排ガス高度処理施設、灰固形化処理施設)

工事費 (総体) 1, 0 1 3, 5 6 5 千円

(内訳)	排ガス高度処理施設	842, 100千円
	灰固形化処理施設	134, 400千円
	施工管理業務委託	23, 415千円
	外構工事	13, 650千円

(5) 財 源 内 訳

国庫補助金	260, 084千円
	(環境省)
起 債	98, 400千円
負担金(6町村)	648, 114千円
一般財源	6, 967千円

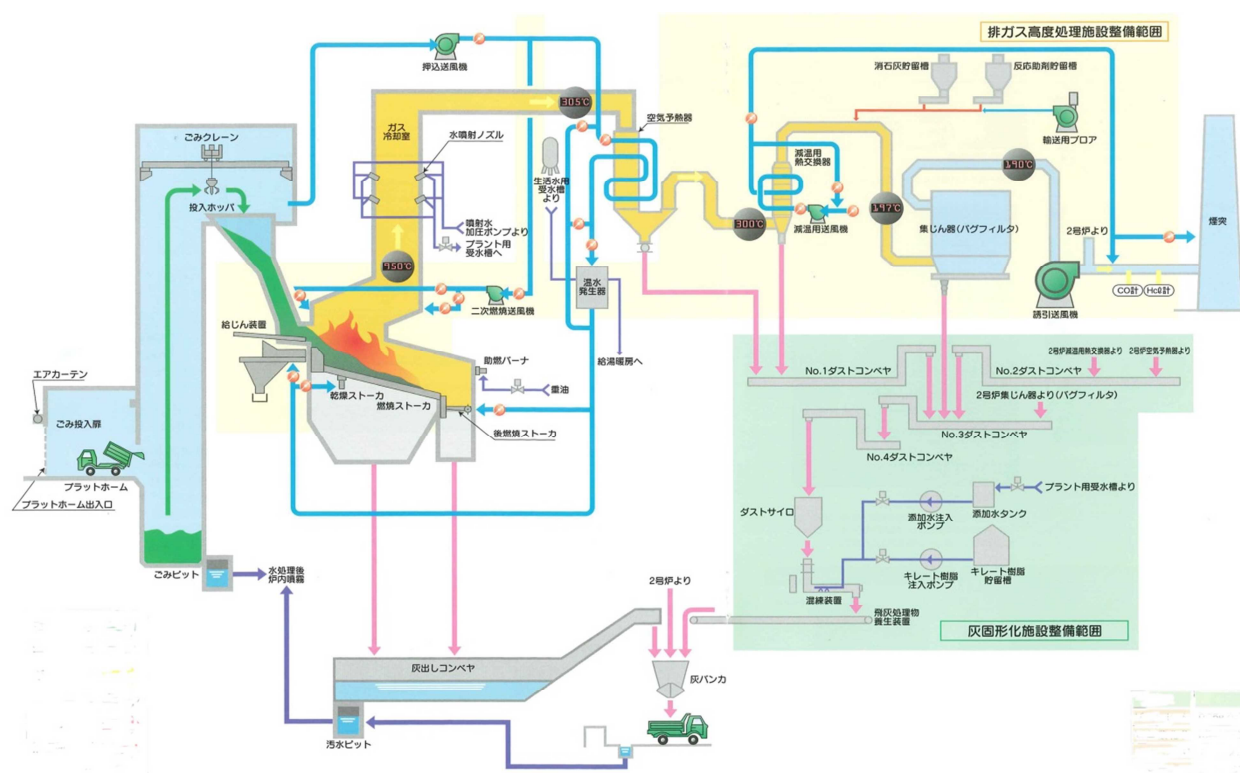


図3-2 焼却処理フロー(改造後)

表 3－2 破碎施設の概要

項 目	内 容
事 業 主 体	倶知安町
施 設 名 称	倶知安町清掃センター
所 在 地	北海道虻田郡倶知安町字旭 2 7 9 番地 1
竣 工	昭和 6 3 年 1 2 月
処 理 能 力	1 5 t / 日 (5 時 間)
敷 地 面 積	8 8 , 1 4 4 m ² (全 体 面 積)
破 碎 方 式	衝撃剪断併用破碎式
選 別 方 式	磁選機 (金 属 物) トロンメル (可 燃 性 残 渣 ・ 不 燃 性 残 渣)
搬 出 ・ 貯 留 装 置	可燃物ホッパー・不燃物ホッパー・金属プレス機 可燃物搬送コンベア (焼却処理施設ピット)

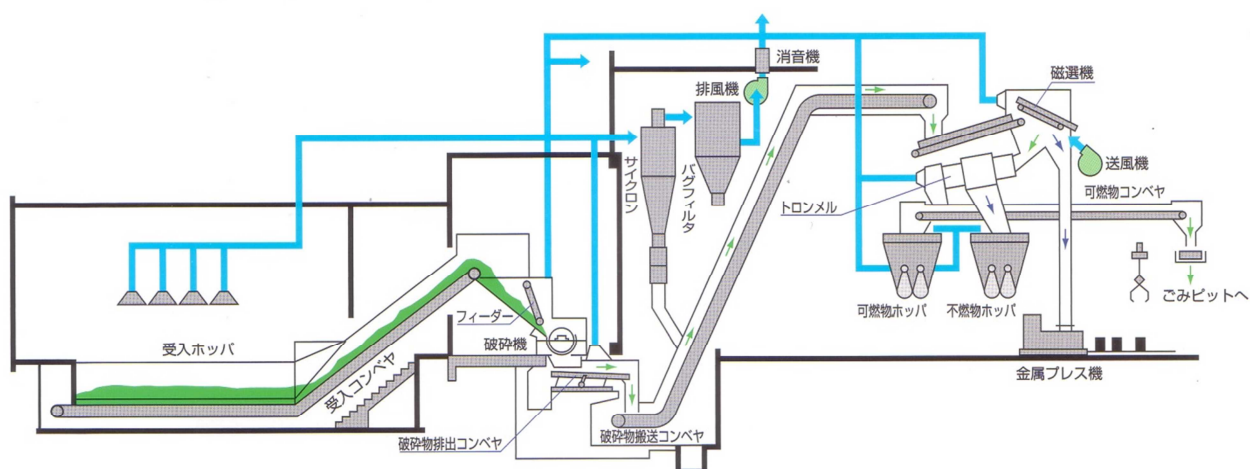


図 3－3 破碎処理フロー



倶知安町清掃センター

2. 倶知安町一般廃棄物最終処分場

(1) 事業費

(処分施設総体)	316,828千円
(内 訳)	
浸出液処理施設	159,913千円
埋立処分場	124,908千円
実施設計費	15,908千円
事務費	16,099千円

(2) 財源内訳

国庫補助金	142,569千円
(防衛施設庁民生安定整備事業)	
起 債	130,700千円
(厚生年金・国民年金積立還元融資)	
一般財源	43,559千円

表3-3 最終処分場の概要

項 目				内 容		
対 象		ご み	焼却灰、不燃ごみ			
処 分		主 体	倶知安町			
最 終 処 分 場 の 概 要	施 設 名 称		倶知安町一般廃棄物最終処分場			
	施 設 所 管		倶知安町			
	所 在 地		北海道虻田郡倶知安町字旭 3 8 4 番地 1 7 5 他			
	竣 工		平成 3 年 1 1 月			
	埋 立 面 積		7, 7 3 9㎡			
	埋 立 容 量		5 3, 6 0 0 ㎡(1 0 年)			
	埋 立 残 余 容 量		1 1, 3 8 0 ㎡ (令和 3 年 1 0 月時点)			
	遮 水 工		無			
	埋 立 構 造		準好気性衛生埋立			
	埋 立 工 法		サンドイッチセル工法			
	浸出	処 理 方 法		生物処理(回転円盤法)＋生物化学処理(擬集沈殿法)		
		処 理 能 力		3 5 ㎡/日(最大 4 5 ㎡/日)		
	液処	建物面積・構造		1 8 8. 6 7 ㎡(地上 1 階・鉄筋コンクリート造)		
		設 計 水 質	P H		5. 8～8. 6	
	B O D		3 0 mg/ℓ以下			
	S S		7 0 mg/ℓ以下			
	大腸菌群数		3, 0 0 0 個/CC			
	供 用		平成 4 年 7 月供用開始			
	附 属 施 設			回収資源物保管用ストックヤード		1 6 0. 0 0 ㎡
				車庫(乗用車、トラック、ショベル、ブルドーザ用)		1 6 0. 0 0 ㎡
				鉄分堆積場		3 2. 4 0 ㎡

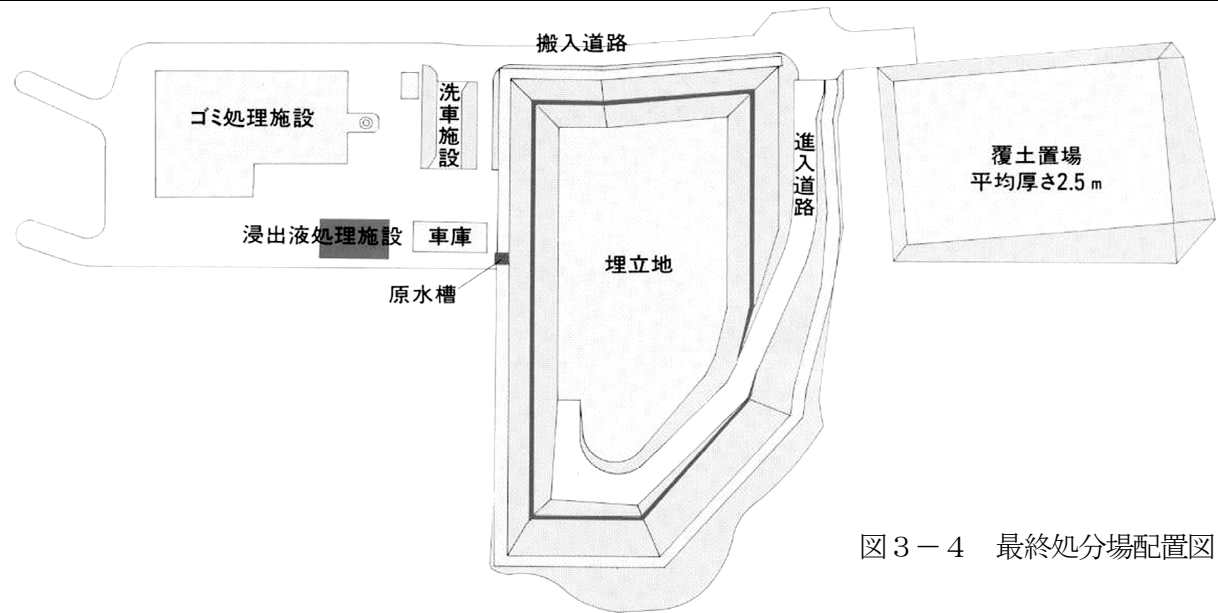


図3-4 最終処分場配置図

3. 倶知安町資源リサイクルセンター

(1) 工事費総体	89,177千円	(2) 財源内訳	
(内訳) 土木工事	6,478千円	国庫補助金	22,294千円
		(廃棄物処理施設整備費国庫補助金)	
建築工事	78,908千円	起債	26,700千円
		(厚生年金・国民年金積立還元資金)	
実施設計	3,790千円	一般財源	40,183千円

表3-4 資源リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
事業主体	倶知安町
施設名称	倶知安町資源リサイクルセンター
所在地	北海道虻田郡倶知安町字旭279番地1
竣工	平成5年11月
敷地面積	88,191㎡
建物構造	鉄筋造平屋建て
建物面積・建物高さ	全面積 285.00㎡、全面高さ 5.9m 後部高さ 5.28m 事務室・休憩室・トイレ 30.60㎡ 機械室(トレイ溶解室) 20.40㎡、選別作業室 234.00㎡
機械設備	缶類・びん類処理、受け入れホッパー、引き出しフィダー、クライマーコンベア、手選別コンベア、磁選機
処理能力	機器合計1.93t/日(5時間)
選別方式	缶類：0.44t/日(磁選機・手選別) びん類：0.71t/日(手選別) 発泡スチロール：0.05t/日(溶融機) 新聞・雑誌：0.73t/日(手選別梱包)



倶知安町資源リサイクルセンター

(1)	建	物	鉄骨造平屋建て	面積	160.00㎡	
(2)	工事費	総体	16,107千円	(内訳)	建築工事	15,771千円
					実施設計	336千円
(3)	財源内訳					
	起	債	14,900千円	(発展基盤緊急整備事業債)		
	一般財源		1,207千円			

項 目	内 容
事業主 体	倶知安町
施設 名 称	回収資源物保管用ストックヤード
所 在 地	北海道虻田郡倶知安町字旭 2 7 9 番地 1
竣 工	平成 1 3 年 1 月
主 な 資 源 保 管 物	紙類(新聞、チラシ、雑誌、書籍、段ボール、紙パック)

(1) 建物 鉄骨造平屋建て 面積 162㎡ (町所有物品庫503.33㎡の一部使用)
(2) 改修工事費総体 774.9千円
(電気工事39.9千円、給排水工事168千円、塗装工事147千円、舗装工事420千円)

項 目	内 容
事業主体	倶知安町
施設名称	エコガレージ
所在地	北海道虻田郡倶知安町南2条東1丁目16番地1
使用開始	平成13年7月
資源受入	紙類(新聞、チラシ、雑誌、書籍、段ボール、紙パック、ミックスペーパー) 空き缶(スチール・アルミ)、有害ごみ(蛍光灯、乾電池、水銀体温計)、 空きびん(ワンウェイびん、リターナルびん)、発泡スチロール、プラスチック製容器包装(H15.7～)、紙製容器包装(H15.7～)、古着・古布(H18.4～)、有害ごみ(小型充電式電池)(H31.4～)



6. 民間のリサイクル等施設

廃棄物再生利用施設

事業主	ニセコ環境株式会社
施設名称 (所在地)	【琴平リサイクルセンター・第2ヤード】（倶知安町字琴平415番地2他） ①②③伐根・伐開物破碎施設④すきとり物選別施設⑤すきとり物選別施設⑥生ごみ高速堆肥化施設⑦ペットボトル、紙製・プラ製圧縮施設⑧ペットボトル圧縮・減容施設⑨発泡スチロール溶融・減容施設⑩ペットボトル破碎施設⑪金属くず（空き缶）圧縮施設⑫びん・空き缶・ペットボトル選別プラント施設⑬可燃・不燃ごみ破碎施設⑭びん破碎施設⑮不燃ごみ選別施設⑯可燃ごみ固形燃料化施設⑰可燃ごみ選別施設 【峠下リサイクルセンター】（倶知安町字峠下89番地他） ①段ボール圧縮・梱包施設②廃油油污水处理施設③不燃・粗大ごみ破碎施設④⑤管理型最終処分場⑥焼却施設⑦生ごみ高速堆肥化施設
竣工	【琴平】平成15年7月 【峠下】昭和63年6月
処理能力	【琴平】①400t/日②124.8t/日③176t/日④208t/日⑤400t/日⑥5t/日⑦ペットボトル12.64t/日、プラ製容器6.32t/日・4.00t/日、紙製容器9.68t/日・3.00t/日⑧2.0t/日⑨0.8t/日⑩4.00t/日⑪2.4t/日⑫4.3t/日⑬103.68t/日⑭3.84t/日⑮1.955t/日⑯25.6t/日⑰6.7t/日 【峠下】①66.08t/日②0.304m³/日③301.6t/日④157,454m³⑤130,505m³/日⑥廃プラ5.5t/日、一廃12.0t/日⑦10t/日
計画年間稼働日数	【琴平】【峠下】290日
敷地面積	【琴平】72,523.94m²（うち第2ヤード10,967.00m²） 【峠下】206,637.00m² ※以上、産業廃棄物処理施設を含む。
処理方式	【琴平】①②③破碎処理④⑤選別施設⑥堆肥化处理⑦圧縮・梱包処理⑧⑨溶融・減容処理⑩破碎処理⑪圧縮処理⑫選別処理⑬⑭破碎処理⑮選別施設⑯固形燃料化处理⑰選別処理 【峠下】①圧縮・梱包処理②油水分離処理③破碎処理④⑤埋め立て処理⑥焼却処理⑦堆肥化处理
受入設備	計量器 【琴平】【峠下】最大秤量40t（最小目盛10kg）
受入保管	プラ製容器 108m³（2.16日分） 空き缶 108m³（8.89日分） 紙製容器 108m³（8.87日分） 発泡・トレイ 108m³（15.61日分） ペットボトル 108m³（32.40日分） 予備使用（6.48日分確保）
許可関係 (主なもの)	一般廃棄物処理施設設置許可(圧縮・梱包機) 平成15年5月21日許可番号環廃第32-12号) ごみ処理施設設置許可(高速堆肥化施設) 平成15年8月26日許可番号環廃第845号 一般廃棄物処理施設設置許可(固形燃料化施設) 平成26年3月28日許可番号後環生第2451号 一般廃棄物処理施設設置許可(選別施設) 平成26年6月19日許可番号後環生第636号 一般廃棄物処理施設設置許可(焼却施設) 令和4年1月27日許可番号後環生第1916号

IV 一般廃棄物収集処理事業

1. 清掃事業の沿革

年 月	事 項
終戦当時	馬車等によるごみ回収を既に行っている 回収されたごみはやぶ地や沢などに埋め立てする
昭和26年	倶知安中学校前のやぶ地が捨て場に指定されていたが、付近の宅地化が進んで衛生上問題となり、南7西1「忠魂碑前」（現在自衛隊官舎前）に変更される
昭和29年	忠魂碑前だけでは不足となり、次の2カ所がごみ捨て場の追加指定となる ① 現在の倶知安小学校の南側（現在 南4東3） ② 金比羅寺通り名畑油庫東側（現在 北7東1）
昭和33年	クトサン橋及び旭橋付近がごみ捨て場の指定禁止（同所の指定経緯不明）
昭和35年9月	倶知安町清掃条例の制定 この条例の中で、ごみ、燃え殻を入れる汚物容器（ごみ箱）を備え付け、ごみなどを散らかさないよう規定する。さらに、ごみ処理手数料の定額を人員割にする
昭和38年	従来の馬そり又は馬車、普通トラックによるごみ回収を、ごみ処理専用車（ロードパッカー）により回収業務のスピード化を図る
昭和40年頃	尻別川古川隣接の民有地（南8東2～東3、海野幸雄所有地）を投棄後、覆土することを条件に借り受け、7～8年間、指定ごみ捨て場とした
昭和44年4月	増加するごみ搬出量に対処し、町の美化の観点から、街に散乱しているごみ箱を全廃し、紙袋（パック）方式に改善する 毎朝8時に収集車がオルゴールを鳴らして巡回収集を行う
昭和45年4月	あらかじめ証紙を別売りしてごみ袋に添える方式でなかったため、所有者不明のごみが散在し、さらに処理手数料徴収もはかどらないことから、処理手数料を無料とする。ただし、ごみを多量に搬出される事業者は有料
昭和46年	塵芥処理場を琴平地区に指定する 総面積 44,638㎡ 埋立面積 35,710㎡ 容 量 357,100㎥ 埋立方式 「投げ込み方式」
昭和48年4月	昭和45年の「清掃法」全面改正を受けた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定に伴い、「倶知安町廃棄物処理及び清掃に関する条例」が制定
昭和54年	共同焼却炉建設構想が羊蹄山麓7カ町村の首長で結成している「山麓懇談会」で打ち出される 構想の背景には、 ①管内では同地区だけが原始的な全量埋め立て方式を採用している ②近い将来、悪臭公害など住民からの苦情を招くことが予想される

年 月	事 項
昭和54年	③関連法律の改正で埋め立て方式に対する規制が厳しくなった ④各町村では単独の焼却炉を建設するほど財政事情に余裕がないとの判断により、圏内区域人口5万人を想定し、50トン処理能力の共同焼却場を10億円で建設する方向で話が進められた
昭和56年	広域ごみ処理の話し合いは各町村の緊急度、イメージ、焼却場との遠近などの問題で共同焼却炉建設構想が宙に浮く
昭和59年1月	広域処理について山麓町村と話し合い (各町村埋立地余力あり。俱知安町単独で計画を推進することになる)
昭和59年4月	廃棄物の処理の総合的・長期的展望に立って、ごみ処理の事前調査を行う。 (俱知安町ごみ処理基本計画概要の策定)
昭和60年4月	焼却・破砕処理施設新設工事に向けての調査設計を行う (測量・ごみ質分析・事業計画・プラント)
昭和60年10月	俱知安町一般廃棄物基本計画をまとめる
昭和61年6月	施設建設用地取得(面積 88, 191 m ² 取得費 29, 415 千円)
昭和61年8月	廃棄物の最終処分場(琴平地区)の限界問題等から防衛施設庁補助事業として焼却・破砕処理施設新設工事の実施設計及び敷地造成工事を行う
昭和62～63年	2カ年工事で焼却・破砕処理施設新設工事、水道引込工事及び外構工事を行う
昭和63年12月	俱知安町清掃センターとして焼却・破砕処理業務を開始する
平成 元年10月	廃棄物の最終処分場(琴平地区)の限界問題等から防衛施設庁補助事業として埋立地造成工事及び浸出液処理施設新設工事の実施設計を行う
平成2～3年度	2カ年工事で埋立地造成工事及び浸出液処理施設新設工事を行う
平成3年3月	清掃審議会条例を制定する。 この条例は本町の清掃事業に関する施策の総合的な促進を図るため、町長の諮問に応じ、清掃事業について調査・審議して、意見を具申するためのもの
平成4年4月	最終処分場埋め立て開始
平成5年4～11月	資源リサイクルセンターの実施設計・新築工事を行う。
平成 5年12月	資源リサイクルセンター業務開始
平成 7年 9月	厚生省主管(「クリーンタウン」選定事業)認定
平成 9年 1月	ダイオキシン類排出実態調査実施(今年度から毎年1回実施する)

年 月	事 項
平成10年 3月	南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会設立 (北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、南後志ブロックのごみ処理広域化の協議開始)
平成10年 3月	琴平塵芥処理場使用中止
平成11年 6月	最終処分場地下水観測井を設置
平成12年 1月	連絡協議会で、本町を除く13町村は「新しい焼却施設の設置場所として倶知安町が適地である」と決定。これに対し、本町は対案を示す
平成12年 3月	南後志広域ごみ処理広域化基本計画書策定 (南後志ブロックとしての広域化の実現は平成27年度を目標年度とし、広域化までの間(過渡期)は南後志ブロックを3グループ(岩宇・羊蹄山麓・南部後志)に分け、それぞれ施設の恒久対策を講じて使用することの内容とする)
平成12年 4月	倶知安町は6町村のごみ受け入れのための住民合意・議会承認作業を開始。 ①ごみ広域処理問題検討委員会(嘱託委員10名+公募10名の構成) ②ごみ処理施設周辺地域住民説明会(周辺住民18戸) ③町内会長説明会(町内会103組織) ④清掃審議会(諮問機関10名)
平成12年 7月	羊蹄山麓地域広域処理協議会設立 (山麓地域7町村の広域処理を行うため、受け入れ条件等の協議を開始する) 焼却施設改造に係る生活環境影響調査の実施 (関係町村負担)平成13年3月まで
平成12年10月	ペットボトルの回収開始(9月減容機設置)
平成13年 1月	回収資源物ストックヤード(160㎡)完成
平成13年 1月	山麓地域6町村のごみ受け入れにあたって、ごみ処理施設周辺地域住民と協定書取り交わす。(住民合意成立)
平成13年 3月	一般廃棄物処理基本計画の全面改正、リサイクル推進実施計画書策定
平成13年 4月	ごみ分別区分を変更する。
平成13年 5月	琴平塵芥処理場廃止 大型ごみの戸別回収を開始
平成13年 6月	倶知安町清掃センターごみ焼却施設の改造工事(2カ年)始まる。 工事内容 排ガス高度処理施設(電気集じん機をバクフィルタに変更) 灰固形化施設 (新設)
平成13年 7月	資源ごみ回収拠点「エコガレージ」開設

年 月	事 項
平成14年 5月	羊蹄山麓7町村でごみの減量化を進めていく住民組織「羊蹄山麓地域廃棄物減量化推進委員会」が発足（羊蹄山麓地域広域処理協議会の中に置かれる）
平成14年12月	羊蹄山麓6町村可燃ごみ受け入れ開始
平成15年 5月	収集区域の一部変更、農村区域の収集回数変更
平成15年 7月	紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集開始
平成15年 8月	もやせないごみの収集回数変更（週1回→月2回）
平成16年 6月	倶知安町美しいまちづくり審議회를制定し、清掃審議会を9月末で廃止 この条例は本町の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議と既存の清掃審議会を一本化したもの
平成16年 9月	倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正案を議会提案 厚生文教常任委員会付託
平成16年12月	倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正可決
平成17年 3月	生ごみ分別収集を開始（週2回収集） もやせるごみの収集回数変更（週2回→週1回）
平成18年 4月	アスベスト含有家庭製品を戸別収集
平成18年 5月	粗大ごみの無料収集廃止（自己搬入又は許可業者による収集）
平成18年10月	道の循環資源利用促進税の導入により、一般廃棄物及び産業廃棄物の分別徹底及び産業廃棄物処分取り扱いの廃止
平成19年 4月	倶知安町循環型社会形成地域推進計画の策定
平成24年 3月	使用済み小型電子機器等の直接搬入ごみのピックアップ回収開始。
平成25年 4月	パソコン・携帯電話の清掃センターへ直接搬入のみ、受け入れ開始
平成25年 7月	開発が進むリゾート地域・ひらふ地区において町内会で維持管理ができなくなってきたことから、ひらふ第2・第3町内会地域からすべてのごみステーションが町に返納され、町はサン・スポーツランドくっちゃん敷地内に移設し、収集を始める。設置数10基
平成27年 3月	可燃ごみ固形燃料化開始（可燃ごみ中の衛生ごみ＝紙おむつ、生理用品、ペットシート等＝分別開始）
平成27年 4月	特定施設（一般廃棄物焼却炉）廃止
平成28年12月	サン・スポーツランドくっちゃん敷地内に設置したごみステーションを撤去

平成28年12月	ひらふスキー場第1～第3町内会地区を「ひらふリゾート特別処理地区」として、事業系ごみのとらえ方拡大と居住のみの住民に対する戸別収集を核とした新たなごみ排出・収集方法の試行開始
平成29年 4月	転入者に対し、転入届時に役場窓口でごみ排出などに関する個別説明開始
平成29年12月	廃棄物を担当する住民環境課の窓口インターネットを介した多言語通訳サービスを導入
平成31年 3月	倶知安町一般廃棄物処理基本計画を一部改正
令和 3年 3月	倶知安町一般廃棄物処理基本計画を一部改正
令和 3年10月	スマートフォン向けごみ分別アプリを導入・公開 衛生ごみ焼却処理開始(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理により)
令和 4年 2月	倶知安町一般廃棄物処理基本計画を一部改正

2. リサイクル事業の沿革

年 月	事 項
平成 元 年10月	リサイクル運動を推進しようと10月・11月に試行的に行う
平成 2年 4月	倶知安町「資源の日」の実施要領を定め、住民部に資源回収推進本部を設ける
平成 2年 5月	鉄類、アルミ類、紙類、びん類の4種類回収を始める
平成 3年 3月	平成3年度以降のリサイクル運動の取り組み方針を決める 清掃審議会条例の制定(審議会は、委員10名以内をもって組織する)
平成 3年 4月	缶類(鉄・アルミ)、紙パック、紙類(新聞・段ボール・雑誌)、びん類(生びん)の資源回収を行う。
平成 3年10月	町内のスーパー3店に発泡スチロール(食品トレイ)の回収ボックスを設け、発泡スチロールの分別回収の試行を始める。
平成 3年12月	リサイクルフェスティバルの開催
平成 4年 2月	リサイクルセンター建設に向けて事業概要作成 町内会連合会が定期総会において「資源リサイクル運動の町」宣言を行う
平成 4年 7月	ごみについての住民意識調査の実施(無作為抽出により、500戸郵送調査)
平成 5年10月	リサイクルフェスティバルの開催(道主催・町協賛)
平成 6年 4月	月2回の平日回収・ワンウェイびんの回収開始 事業系の資源受け入れ開始、主として段ボールの回収強化

平成6年9～10月	リサイクル海外研修視察(町民18名参加)
平成7年3月	周知用資源回収袋2種類作成(缶・びん類)ポスター作成(全戸配布)
平成8年8月	容器包装リサイクル法の基本計画策定
平成8年12月	再生品販売等推進店登録促進事業の実施
平成9年4月	容器包装リサイクル法の実施
平成12年8月	住民説明会開催(ごみ分別)
平成12年10月	発泡スチロール・ペットボトルの収集回収実施
平成12年10月	周知用資源回収袋変更(缶・びん専用袋、白色トレ・ペットボトル専用袋の2種類) リサイクル等推進調整会議発足(構成メンバー15名)平成13年2月まで 学校給食センターに生ごみ処理機導入 家庭用電動生ごみ処理機モニター実施(6名)
平成13年3月	リサイクル推進実施計画書策定(3Rの推進、排出削減・リサイクル率目標設定) 分別リサイクルガイドブック・ごみ減量化PART1チラシ全戸配布 魚箱・梱包材の発泡スチロール収集回収実施
平成13年4月	生ごみ処理機器購入費補助実施(～平成25年度) 「エコガレージ」開設(週4日、水・金・土・日、9～17時)
平成13年7月	ごみ減量化PART2チラシ全戸配布 ミックスペーパー収集回収実施(専用紙袋作成)
平成13年10月	ごみ減量化PART3チラシ全戸配布
平成14年1月	ごみ減量化PART4、5チラシ全戸配布
平成15年4月	資源ごみ収集回数の変更(月2回→週1回)
平成15年5月	紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の回収開始(7/15～)
平成15年7月	分別リサイクルガイドブック改訂版・ごみ減量化PART6チラシ全戸配布 住民説明会開催(資源ごみ分別) 資源ごみ品目別の排出曜日変更
平成16年5月	住民説明会開催(生ごみ分別)、ごみ減量化PART7チラシ全戸配布
平成17年2月	分別リサイクルガイドブック改訂版作成(転入者用)
平成18年4月	古着・古布の拠点回収(エコガレージ)開始 ごみ減量化PART8チラシ全戸配布
平成24年3月	使用済小型電子機器等の直接搬入ごみのピックアップ回収開始

平成25年 4月	パソコン・携帯電話の清掃センターに直接搬入のみ、受け入れ開始 直接搬入の処分料金10kgにつき40円
平成25年 7月	古着・古布の受け入れ種類の拡大（ふとんわた類以外のほとんどのものが可能）
平成30年 5月	2020 東京五輪に向けた「都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクト」に 参画し、役場内で携帯電話の拠点回収開始（H31.3月末終了）
平成30年 6月	北海道産業廃棄物協会創立50周年事業の一環として、後志合同庁舎講堂で、 同協会後志支部、後志総合振興局、町の3者共催による3Rイベント「3Rでア ール」を開催
令和 2年 4月	小型充電式電池のごみステーション内回収ボックスからの回収開始

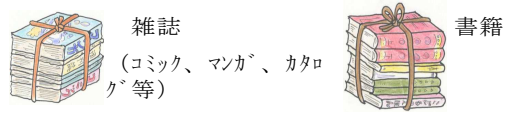
3. 収集制度の推移

年 度	沿 革 内 容	
昭和35年度	賦課制	清掃条例の改正に伴い、手数料の改正を行う 手数料基本料金 世帯 ・ 1 ～ 3人200円・4～5人300円・6～7人400円 ・ 8～10人500円・10人以上1人増えるごとに50円 店舗 ・ 基本料金に加算手数料 3.3㎡当たり35円 事業所及び倉庫 ・ 基本料金に加算 手数料 3.3㎡当たり30円
昭和44年度	収集方式 改 善	ごみ箱を全廃し、紙袋（パック）方式に改善 ごみの収集回数 1カ月2回を週2回にする 紙袋を1枚15円のうち、10円を補助 1枚5円で配布
昭和45年度	無料収集	一般家庭から出されるごみはすべて無料とする。ただし、ごみを多量 に搬出される事業者は従来どおり。紙袋の補助をやめる
昭和51年度	手数料改正	大口事業所 1回の収集 500円
昭和60年度	手数料改正	大口事業所 1回の収集 1,000円
昭和63年度	分別収集の 開始①	一般家庭から出されるごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「大型ご み」の3分別収集を実施 町 内・・・「燃えるごみ」の収集回数・・・週2回 「燃えないごみ」の収集回数・・・週1回 農村部・・・「燃えるごみ」「燃えないごみ」・・・月1回 町全域・・・「大型ごみ」の収集回数・・・年2回
平成元年度	有料収集	一般家庭から出されるごみはすべて有料。（平成元年6月1日から） ただし、大型ごみは無料で収集 可燃・不燃ごみ収集袋 ・・・・80円/ 40ℓ（大） ・・・・40円/ 20ℓ（中） ・・・・20円/ 10ℓ（小） 定額事業所収集手数料 ・・・・400円/400ℓ 以下 ・・・・800円/800ℓ 以下 ・・・・1,600円/801ℓ 以上 処分手数料(自己搬入)・・・10kg 当たり 20円 (産業廃棄物)・・・100kg 当たり400円
平成2年度	分別収集の 開始②	一般家庭から排出されるごみを「もやせるごみ」「もやせないごみ」「大 型ごみ」「資源ごみ」の4分別収集を実施

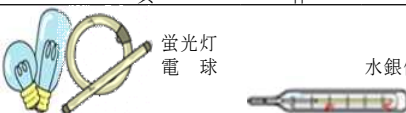
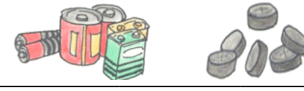
平成 2 年度		大型ごみ収集 年3回 (春・夏・秋) にする 「もやせる大型ごみ」 の収集回数 年3回 「もやせない大型ごみ」 の収集回数 年3回 郊 外「もやせるごみ」 の収集回数 週2回 「もやせないごみ」 の収集回数 週1回 農村部「もやせるごみ」 の収集回数 月2回 「もやせないごみ」 の収集回数 月1回 町全域「資源ごみ」 の収集回数 月1回
平成 6 年度	資源回収 見直し	町内を2区域に分けて「資源ごみ」の収集回数を増やす 月2回
平成13年度	収集 見直し	大型ごみを「戸別収集」にする。5月～11月の期間(無料) 10月から「有害ごみ」を分別収集し、5分別収集を実施する
平成15年度	収集 見直し	① 農村部の収集見直し(5月～) 「もやせるごみ」 の収集回数・・・週1回 「もやせないごみ」 の収集回数・・・月2回 ② 資源ごみの収集回数の見直し(5月～) 町全域「資源ごみ」の収集回数・・・週1回 ③ もやせないごみの収集見直し(8月～) 町全域「もやせないごみ」の収集回数・・・月2回
平成16年度	収集 見直し	① 資源ごみの品目別排出曜日の見直し(5月～) 「紙・プラ製容器包装」と「それ以外の資源ごみ」を区分 ・・・・・・・・・・どちらも週1回 ② 生ごみ分別収集(3月～) ・・・・・・・・週2回 ③ もやせるごみの収集(3月～) ・・・・・・・・週1回
平成17年度	手数料 見直し	生ごみ収集有料 大20ℓ 80円 中10ℓ 40円 小 5ℓ 20円 自己搬入(一般廃棄物) 10kg 20円→10kg 40円に改正 (産業廃棄物) 100kg 400円→10kg 250円に改正 許可申請等手数料新設 定額事業所収集手数料廃止
平成18年度	収集見直し 手数料 見直し	大型ごみ収集無料期間廃止 ○ 自己搬入又は許可業者依頼にする。(5月～) ○ 産業廃棄物処分手数料10kg当たり250円を廃止(10月～)
平成19年度	手数料規則 見直し	公の扶助を受けている者及び経済的理由により手数料を納入することが困難な者が直接搬入する場合の処理手数料免除規定設定(11月～)
平成26年度	収集 見直し	もやせるごみの固形燃料化処理開始(平成27年3月)を控え、12月から、もやせるごみに「衛生ごみ」を区分し、収集を試行。3月から本格実施
平成27年度	収集 見直し	びん・缶一緒の区分を見直し、びん・缶別々の袋で排出・収集を開始(平成28年1月から)
平成28年度	収集 見直し	ひらふスキー場第1～第3町内会地区全域と第4町内会の一部地区を「ひらふリゾート特別処理地区」として、居住のみの住民に対し、町直営による戸別収集を試行開始(12月から)

4. ごみの出し方(令和3年度)

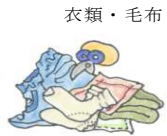
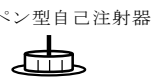
(1) 資源ごみの出し方

区 分	収集回数	具 体 例	出 し 方
新 聞 ・ チ ラ シ	週 1 回	 新聞・チラシ等 (ポスター、カレンダー、パンフレット等)	ひもで縛る。 新聞・チラシは一緒に縛ってもよい。
雑 誌 ・ 書 籍		 雑誌 (コミック、マンガ、カテゴリー等) 書籍	
段 ボ ー ル		 段ボール ( 推奨マーク)	折りたたんで ひもで縛る。
紙 パ ッ ク		 牛乳パック類 (内側にアルミ箔の無いもの) ( 推奨マーク)	水で洗って開いて ひもで縛る。
空 き 缶 スチール アルミ		 ビール缶、ジュース缶、缶詰缶 粉ミルク缶等 (  のマーク)	水で洗った後、市販の透明・半透明袋に入れる。
空 き び ん		 一升びん ビール びん等  ワイン、ドリンク 調味料等のびん等	
紙 製 容 器 装 包		 紙袋(白地)、包装箱、紙トレイ、紙カップ、飲料用紙容器等 ( 紙のマークのついたもの)	汚れを落とし、市販の透明・半透明袋に入れる。
ペ ッ ト ル		 飲料、酒、みりん、醤油等 ( のマークのついたもの) キャップは、はずして、プラへ	水で洗った後、市販の透明・半透明袋に入れる。 
発 泡 ス チ ロ ー ル		 魚箱、梱包材等	汚れを落とし、ひもで縛る。
フ ° ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 (白 色 ト レ イ 含)		 ポリ袋、ラップ類、トレイ類、カップ類、容器のふた等   輸液・CAPD 栄養剤 バッグ等	汚れを落とし、市販の透明・半透明の袋に入れる。
ミ ッ ク ス ー		 封筒、窓空き封筒、ハガキ、名刺、感熱紙、不要になった預金通帳、写真、チケット、宅急便の伝票等	光沢紙を使っていない白地の紙袋に入れて、外部に見られないように封をする。
古 着 ・ 古 布		 メリヤス(シャツ、ポロシャツ、ヘビー服)、メン地(Yシャツ、トレーナー、パジャマ、シーツ)、タオル地(タオル、バスタオル)、デニム地(Gパン)、皮製品、化繊品(フリース)	洗濯がされて乾燥していること。ふとんわた類、カーテン以外のもの。

(2) 有害ごみの出し方

区 分	収 集 回 数	具 体 例	出 し 方
蛍 光 灯 球 電 水 銀 体 温 計	月 1 回 (その月の最初の資源ごみ1の収集日)	 蛍光灯 電 球 水銀体温計	市販の透明・半透明袋に入れる。 (月の最初の資源ごみ1の回収日)
電 池 ボ タ ン 電 池	月 1 回 (その月の最初の資源ごみ1の収集日に、回収ボックスから収集)	 電 池 ボ タ ン 電 池	ごみステーション備え付けの回収ボックスに入れ、回収ボックスに入らないものは清掃センターかエコガレージに直接搬入する。
小型充電式電池		 ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池	

(3) もやせるごみの出し方

区 分	収 集 回 数	具 体 例	出 し 方
もやせるごみ	週 1 回	 紙くず  たばこの吸い殻  木くず  衣類・毛布  紙おむつ  ペットシート  衛生用品  ペン型自己注射器	指定袋（緑色・有料）に入れる。 紙おむつ・生理用品・ペットシート・ペン型自己注射器など在宅医療機器は「衛生ごみ」として、別の透明（半透明）袋に入れ、指定袋に入れる。 家庭用食用油は布や紙に染込ませるか、固めてから指定袋に入れる。 たばこの吸い殻、使用済みの花火は必ず水につけ、火が消えてから指定袋に入れる。 ペン型注射器は処方された医療機関へ持ち寄ることを基本に、排出する場合は作業員の安全のため、ケース等に封入して出すこと。 医師・看護師が回収し、医療機関等で処理する

(4) もやせないごみの出し方

区 分	収 集 回 数	具 体 例	出 し 方
もやせないごみ	月 2 回 (その月の2回目と4回目の月曜日又は水曜日)	 ゴム・皮類  ガラスくず 陶磁器  プラスチック類  小型金属類  小型家電類  焼却灰  ペット用砂	指定袋（黄色・有料）に入れる。 鋭利なものの場合は「鋭利物入り」と表示する。 焼却灰やペット用砂は「灰」「砂」と表示する。

※ アスベスト含有家庭用品は戸別収集するので、指定袋（黄色）に入れた後、町住民環境課環境対策室へ連絡のこと。（0136-56-8008）

(5) 生ごみの出し方

区 分	収 集 回 数	具 体 例	出 し 方
生 ご み	週 2 回	 台所の生ごみ  魚の骨 果物の皮等  貝殻 牛、豚等の骨	指定袋（透明）に入れて、ごみステーション内のバケツに入れる。

(6) 粗大ごみの出し方

区 分	収 集 回 数	具 体 例	出 し 方
粗 大 ご み	清 掃 セン ター の 開 場 時 間	机・いす・タンス等の木製家具、電子レンジ、ストーブ等の家電製品、自転車等の金属製品、スプリング無しのマットレス・ソファ、スキー等（もやせないごみ袋に入らない大型のもの）	清掃センターへの直接搬入 (許可業者依頼含)

5. 収集運搬及び処理・処分しないごみ

ごみの種類	摘 要
廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジ、照明機器等安定器に含まれるPCB使用部品 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設から生じたばいじん (集塵施設によって集められたものに限る)	廃棄物処理法第2条第3項に規定するもの (特別管理一般廃棄物)
病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物 (感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれがある廃棄物であって、産業廃棄物以外のもの) ※在宅医療廃棄物は除く ※診療所等の小規模施設から排出される非感染性となる処理を経た廃棄物は除く	廃棄物処理法第2条第3項に規定するもの (特別管理一般廃棄物) 平成10年7月30日衛環第71号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知 平成16年3月16日 環産産廃 040316001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知
テレビ、洗濯機、冷蔵庫(冷凍庫)、エアコン、衣類乾燥機 ※テレビはブラウン管内蔵式、薄型テレビ 付属品：着脱式スピーカー、ワイヤレスリモコン ※携帯用液晶テレビ、カーナビは除く	家電リサイクル法の規定による
二輪車(オートバイ)	廃棄物処理法第9条の9第1項の規定による 廃棄二輪車取扱店が回収窓口
自動車	自動車リサイクル法の規定による 各ディーラー等登録された引取事業者で回収
ガソリン・灯油・ベンジン	爆発・引火の危険があるため
廃油(廃食油は除く)	廃食油は固めて、もやせるごみとして排出。 廃棄物処理法施行令第2条第12項に規定する産業廃棄物を含む
ガスボンベ(携帯用コンロのガスボンベは除く)	町内プロパンガス取扱店で回収
消火器	廃棄物処理法第9条の9第1項の規定による 町内取扱店で回収
バッテリー(バッテリー液内蔵型のもの) ※大きさ問わずすべて	爆発の危険があるため
FRP船 ※FRP船とは船体の主要部分がFRP製である船	廃棄物処理法第9条の9第1項の規定による 販売店などの取扱店でリサイクルする。
農機具 ※家庭用農機具は除く	廃棄物処理法施行令第2条第6項の規定による。 農協組合員は農協による拠点回収制度あり
ドラム缶	ドラム缶の処分を販売店等業者に依頼した場合は産業廃棄物となるため、処分しない。自己処分する場合は一般廃棄物とし、直接清掃センターへ搬入後、鉄くずとして売却する
廃タイヤ	廃棄物処理法第6条の3第1項の規定による。タイヤ対応の破砕処理施設を有しないため、タイヤ販売店等で取り扱う
スプリング入りマット・ソファ	廃棄物処理法第6条の3第1項の規定による。スプリング対応の破砕処理施設を有しないため、許可業者へ処理を依頼する

大量の倒木・剪定木	大量とは総重量100kg以上又は軽トラック1台に積めない量
たたみ	廃棄物処理法第6条の3第1項の規定による。たたみ対応の破砕処理施設を有しないため、許可業者へ処理を依頼する
PC プリンター用インクカートリッジ	廃棄物処理法第9条の9第1項の規定による
火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類	
大量の家屋解体廃材	廃棄物処理法施行令第2条第2号、第3号、第7号及び第9号に規定する産業廃棄物を含む。大量とは総重量100kg以上又は軽トラック1台に積めない量
屋外用灯油タンク	廃屋外用灯油タンクの処分を取り付け業者に依頼した場合は産業廃棄物となるため、処分しない。自己処分する場合は一般廃棄物とし、直接清掃センターへ搬入後、鉄くずとして売却する
動物死体のうち右欄に掲げるもの	化製場等に関する法律第1条に定める「獣畜」(牛・馬・豚・めん羊・山羊)の死体。所有者が特定できる犬と猫の死体。所有者が特定できない動物の死体で容量40ℓの指定袋及び市販のビニール袋に入れ、袋の先を縛れない大きさのもの。廃棄物処理法施行令第2条第4号、第4号の2及び第11号に定める産業廃棄物に該当するもの。市町村が保健所に犬又は猫の引き取り申請した後、保健所で処分された犬又は猫の死体、家畜伝染病に感染した動物の死体
し尿・浄化槽汚泥	羊蹄山麓環境衛生組合で収集・処理をする

6. 収集運搬はしないが、直接搬入により処分するごみ(ただし、アスベスト含有家庭用品は戸別回収)

ごみの種類	摘 要
粗大ごみ	直接搬入(自ら搬入又は収集運搬許可業者が搬入)後、もやせないごみとして処理
古着・古布	エコガレージ(南2条東1丁目)へ自ら搬入 開場日:毎週水曜日・金曜日・土曜日・日曜日 (AM9:00~PM5:00)へ直接搬入
アスベスト含有家庭用品	指定袋(もやせないごみ・黄色)に入れて戸別回収後、もやせないごみとして処理
屋内用・屋外用灯油タンク ※灯油は必ず抜いて排出すること	屋内用:直接搬入後、もやせないごみとして処理し、鉄くずとして売却 屋外用:処分を取り付け業者に依頼した場合は産業廃棄物となるため、処分しないが、自分で処分する場合は一般廃棄物とし、直接搬入後、もやせないごみとして処理し、鉄くずとして売却する
ドラム缶 ※残油は必ず抜いて排出すること	ドラム缶の処分を販売店等の業者に依頼した場合は産業廃棄物となるため、処分しない。自分で処分する場合は一般廃棄物とし、直接搬入後、もやせないごみとして処理して、鉄くずとして売却する
家庭用除雪機・農機具 ※燃料は必ず抜き、ゴムキャブレラ・ゴムタイヤは外す	直接搬入後、もやせないごみとして処理し、鉄くずとして売却する

倒木・剪定木	総重量100kg未満又は軽トラック1台に積める量で、1.5m以下に切断する。指定袋(もやせるごみ・緑)に入る量であれば、ステーションに排出も可能だが、袋個数が多くなるときは直接搬入が望ましい。指定袋に入っているときは、もやせるごみとして処理。それ以外は埋め立て処理
庭木の冬囲いに用いた支柱	
枯れ草・落ち葉・刈り草	
土砂・石・コンクリートブロック	廃棄物処理法施行令第2条第7号及び第9号に規定する産業廃棄物を除く。総重量100kg未満又は軽トラック1台に積める量。直接搬入後、埋め立て処理
家屋解体廃材	廃棄物処理法施行令第2条第2号、第3号、第7号及び第9号に規定する産業廃棄物を除く。総重量100kg未満又は軽トラック1台に積める量。直接搬入後、埋め立て処理
動物死体のうち右欄に掲げるもの	所有者が特定できない動物の死体で容量40ℓの指定袋又は市販のビニール袋に入れ、袋の先を縛れる大きさのもの。所有者が特定できる愛玩動物の死体のうち、動物霊園事業者が取り扱わないもので容量40ℓの指定袋又は市販のビニール袋に入れ、袋の先を縛れる大きさのもの。所有者が特定できる家畜の死体であって、廃棄物処理法第2条第11号に定める産業廃棄物に該当しないもので、容量40ℓの指定袋及び市販のビニール袋に入れ、袋の先を縛れる大きさのもの。直接搬入後、もやせるごみとして処理
パソコン	自ら搬入後、使用済み小型電子機器として処理 ただし、従来どおりの各メーカー回収、3R推進協会(http://www.pc3r.jp)を活用した回収も可能
携帯電話・PHS	自ら搬入後、使用済み小型電子機器として処理 ただし、従来どおりの各キャリア会社で回収も可能
引越ごみ	指定日に排出することが困難なもの又は大量排出など通常の収集に支障を来すおそれのあるものは許可業者に依頼して処理又は分別し、直接搬入する

7. 収集運搬、直接搬入による受け入れをするが、町外事業者へ委託処分するもの

ごみの種類	摘 要
乾電池等の電池類	町内の回収ボックスから収集運搬、直接搬入による受け入れ後、専門業者へ処理を依頼する
蛍光灯・電球、水銀体温計	収集運搬、直接搬入による受け入れ後、専門業者へ処理を依頼する
小型充電式電池	町内の回収ボックスから収集運搬、直接搬入による受け入れ後、メーカー等により再資源化。ただし、従来どおりの家電店などのリサイクル協力店に設置している専用ボックスへの排出も可能

8. 引っ越しごみについて

- ・引っ越し時のごみは直接、清掃センター(字旭279番地1、22-5355)へ搬入してください。
- ・搬入の際には資源ごみ、もやせるごみ、もやせないごみ、生ごみ、有害ごみに分別してください。
粗大ごみは、直接搬入した時にはもやせないごみとして処分します。
- ・処分手数料は重さ10kgにつき40円かかります。
(指定袋を使用しているときは、手数料はかかりません)
資源ごみは、処分手数料はかかりません。
- ・自己搬入できないときは収集運搬許可業者へ直接依頼してください。このとき、収集運搬許可業者が定める収集運搬料金がかかるので、詳しくは直接業者と相談してください。

《 清掃センターの開場日と開場時間 》

毎週月曜日から土曜日の朝9時から夕方4時30分まで

(日曜日、毎年1月1日～1月3日は休場します)

生ごみの受け入れは毎週月・水・金曜日の午前9時から午後3時まで

《 清掃センター利用上の注意 》

現場職員及び受付職員の指示に従ってください。

また、【5. 収集運搬及び処理・処分できないごみ】は受け入れできませんので、ご注意ください。

なお、直接搬入の場合は道路にごみが飛散しないように注意してください。

9. 廃棄物収集・運搬業務

(1) ごみステーション、ごみの集積場所に関すること。

- ① 倶知安町ではごみステーション、決められたごみの集積場所に出されたごみを収集し、運搬します。ごみステーションは令和4年2月現在、町内に674カ所あり、このうち446カ所のごみ集積箱を町が各町内会に設置しています。残りはアパートなどの所有分となります。
- ② ごみステーションは町内会単位で位置を協議・決定し、町内会が管理・清掃を行います。
- ③ 商店街は商店ごとにごみの集積場所を設け、個人ごとに管理・清掃を行います。

(2) 倶知安町の委託収集運搬に関すること。

倶知安町は収集運搬業者によって委託収集を行っています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2及び倶知安町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集運搬するものとし、実施にあたっては法施行令第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか、関係法令等の定めるところにより行います。また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努めます。

(3) 一般廃棄物の適正な収集運搬

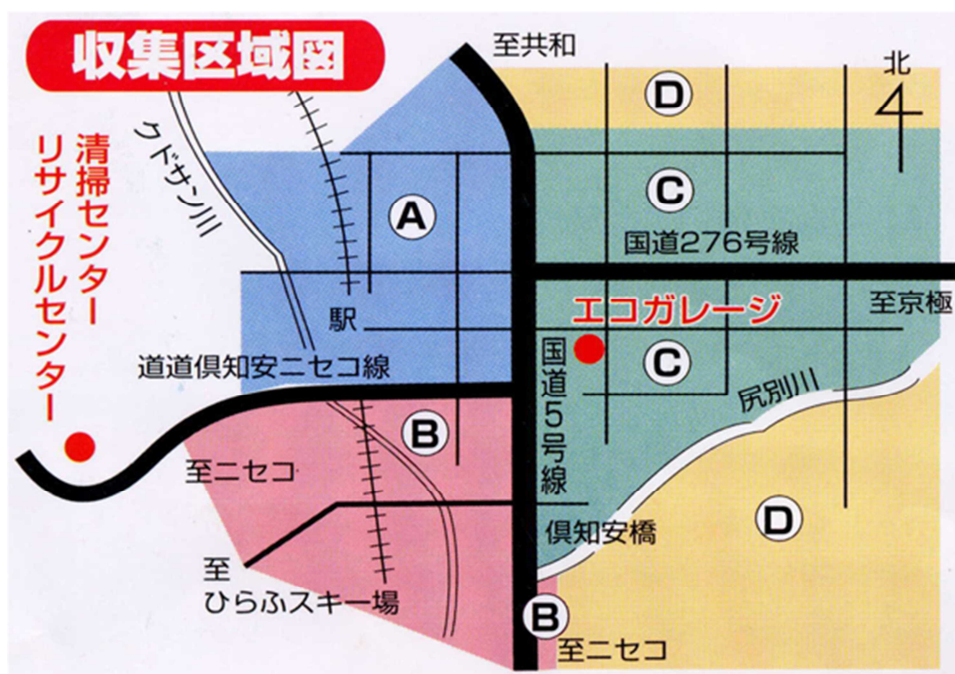
一般廃棄物の収集運搬を効率的・効果的に行うため、排出量と収集運搬量とを勘案し、収集区域及び収集日程を設定します。ただし、日曜日・1月1日～1月3日までは「もやせるごみ」「もやせないごみ」「生ごみ」「資源ごみ」の収集運搬は行いません。

(4) 収集委託先職員数

区 分	従 事 者	使 用 車 両
もやせるごみ もやせないごみ 生ごみ 資源ごみ	4～7人	パッカー車 4台 平ボディ 5台

(5) 収集運搬区域図

収集区域図⇒



(6) 収集区分

区域別	区 分	収 集 日	収 集 区 域
A区域	もやせるごみ	月曜日	・国道5号より西側の市街地全域 ・峠下、琴平、高見、出雲、末広、大和、扶桑、瑞穂 ・八幡、寒別、豊岡、巽、富士見、高砂、比羅夫、樺山 ・山田、岩尾別、旭
	もやせないごみ	第2・4水曜日	
B区域	生ごみ	月・金曜日	
	資源ごみ(紙・プラ)	火曜日	
D区域	資源ごみ(上記以外)	木曜日	
C区域	もやせるごみ	水曜日	・国道5号より東側の市街地全域
	もやせないごみ	第2・4月曜日	
	生ごみ	水・土曜日	
	資源ごみ(紙・プラ)	木曜日	
	資源ごみ(上記以外)	火曜日	

※注1. 資源ごみは曜日によって出す品目が違う。

※注2. 収集日の「第2・4水曜日(第2・4月曜日)」とは当該月の2・4回目の水曜日(月曜日)。

(7) 資源ごみ収集体制

- ・ 平成 元年～2年度 町職員(衛生係、地域振興係、清掃センター)が回収
- ・ 平成 元年～5年度 清掃センターの施設利用
- ・ 平成 3年度 缶類の回収業務を業者委託し、それ以外の回収は職員が行った
- ・ 平成 3年10月 白色トレイ拠点回収ボックスの収集は高齢者事業団により週3回(月・水・金)
- ・ 平成 4年度から すべて委託収集とした
- ・ 平成15年5月から資源ごみは週1回の収集を行っている。
- ・ 平成17年4月で白色トレイの拠点回収を廃止した。

(8) 資源ごみ受け入れ・処理体制

- ・ 平成 元年～3年度 清掃センター職員が中心になって資源の整理及び売買を行う
(整理にあたっては環境衛生係、地域振興係も協力)
発泡スチロールの処理は高齢者事業団が回収後、引き続き整理する。
- ・ 平成 4年度から 高齢者事業団が回収された資源ごみの整理を行う。
- ・ 平成 5年12月 資源リサイクルセンター開設
- ・ 平成13年 1月 資源物ストックヤード開設
- ・ 平成13年 7月 エコガレージ(事業者除く町民)開設
- ・ 平成15年 7月 資源ごみの一部を民間施設で受け入れ処理
- ・ 平成15年 7月から 4品目(紙製容器包装、プラ製容器包装、ペットボトル、発泡スチロール)を民間施設において委託処理(選別・圧縮梱包、保管業務)する。
- ・ 平成17年 5月から エコガレージ及び資源リサイクルセンターの資源ごみ処理を業務委託

資源リサイクルセンター人員配置

委 託 先		H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R 2 年
イー・エフ・エッチコンサルタント(株)	資源リサイクルセンター (エコガレージ)	最大6 (1)				

(9) 廃棄物収集運搬・処理等業者及び委託業者一覧表

①令和2年度 収集運搬及び処理等業務委託業者

事業名	内容	業者名	住所
塵芥収集業務	収集	後志運輸株式会社	倶知安町南1条東1丁目
生ごみ収集業務	収集	株式会社イー・エフ・エッチコンサルタント	倶知安町南11条東1丁目
資源回収業務(缶・びん等)	収集	有限会社細田産業	倶知安町北4条東4丁目
資源回収業務(紙・プラ製容器包装)	収集	後志運輸株式会社	倶知安町南1条東1丁目
容器包装廃棄物処理業務	処理	ニセコ環境株式会社	倶知安町字峠下
廃棄物及び資源物処理業務	処理	株式会社イー・エフ・エッチコンサルタント	倶知安町南11条東1丁目
可燃ごみ処理業務	処理	ニセコ環境株式会社	倶知安町字峠下
生ごみ処理業務	処理	ニセコ環境株式会社	倶知安町字峠下
ミックスパー引取業務	処理	コアレックス道栄株式会社	倶知安町字比羅夫
分別基準適合物再商品化業務	処理	(公財)日本容器包装リサイクル協会	東京都港区虎ノ門1丁目
廃乾電池・蛍光管収集処理業務	処理	野村興産株式会社	札幌市中央区北2条東1丁目
可燃ごみ質展開検査分析業務	分析	株式会社第一岸本臨床検査センター	札幌市東区伏古7条3丁目
不燃ごみ質分析業務	分析	株式会社第一岸本臨床検査センター	札幌市東区伏古7条3丁目
最終処分場水質分析業務	分析	株式会社環境総合科学	苫小牧市豊川町2丁目
最終処分場残容量測定業務	分析	有限会社柴崎測量	倶知安町北4条東5丁目
清掃センター定期診断・精密機能検査及び施工監理業務	診断 施工監理	株式会社開発工営社	札幌市中央区北4条西5丁目

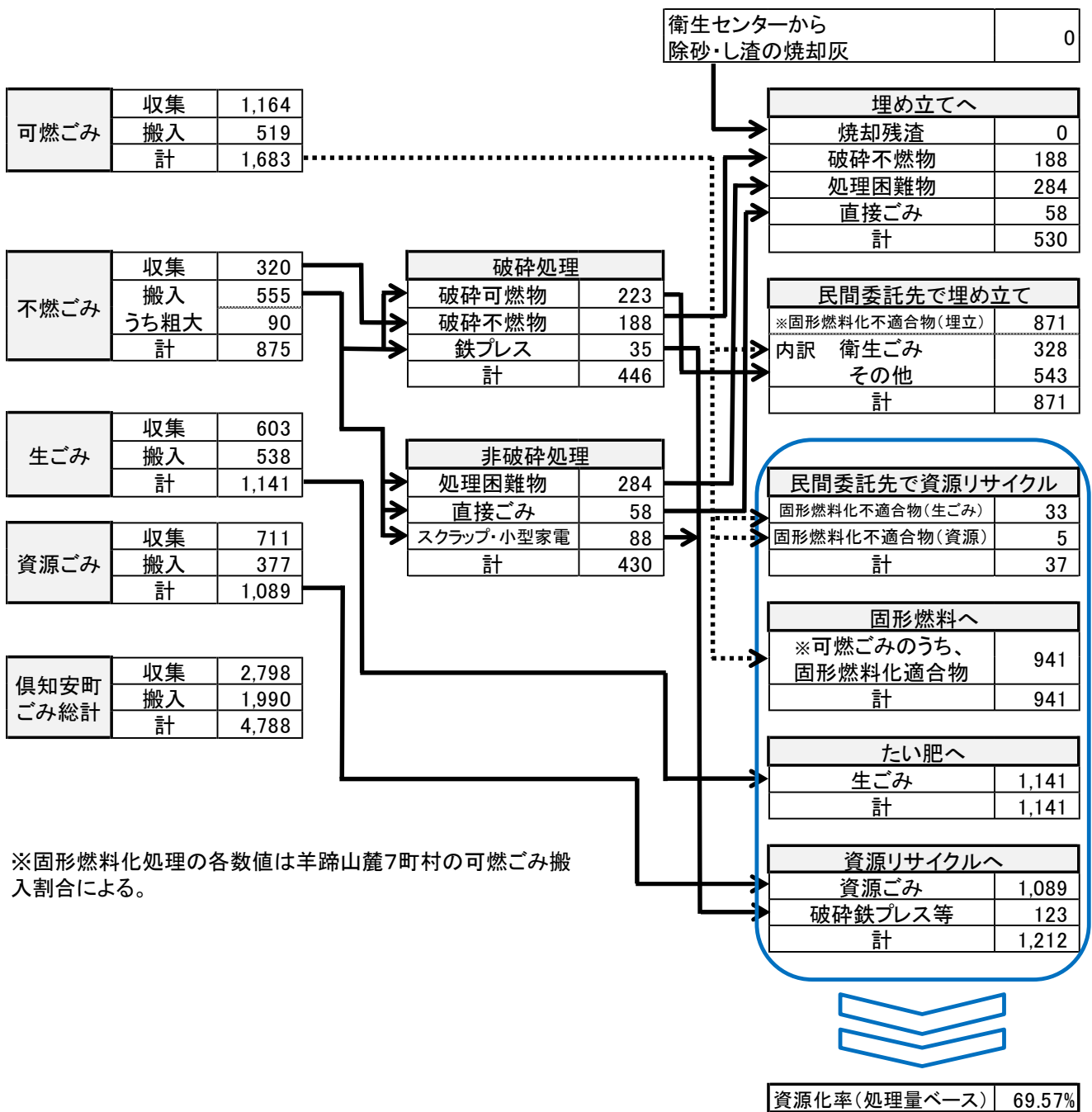
②町内収集運搬許可業者(町内全域を事業区域とする業者)順不同

業者名	住所	電話番号
有限会社細田産業	北4条東4丁目	22-1394
株式会社倶知安環境サービス	北3条東4丁目	22-2531
後志運輸株式会社	南1条東1丁目	22-5508
ニセコ環境株式会社※	字峠下	22-0745
株式会社イー・エフ・エッチコンサルタント	南11条東1丁目	23-3150

※処分業許可業者

10. ごみ処理フロー

令和2年度ごみの受入量及び処理状況



1 1. ごみ処理経費及び処理コストの推移

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
項 目						
収集・運搬費※1	(千円)	51,089	52,404	53,535	56,545	63,041
処理・処分費※2	(千円)	247,816	250,255	251,095	259,500	278,287
合 計	(千円)	298,906	302,659	304,630	316,045	341,328
一般会計総決算額	(千円)	9,304,378	9,058,222	7,828,071	9,657,517	12,914,539
ごみ処理経費の割合	(%)	3.21	3.34	3.89	3.27	2.64
1人当たりの処理コスト	(円)	18,875	19,122	19,140	20,356	23,022
1世帯当たりの処理コスト	(円)	35,005	35,046	34,468	36,741	42,875
1t当たりの処理コスト	(円)	57,573	57,859	56,215	58,463	71,291

※1 収集運搬委託料の合算額

※2 収集・運搬費と職員人件費関係分を除いた額

1 2. ごみ処理量の推移

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
項 目						
行政区域内人口	(人)	15,836	15,828	15,916	15,526	14,826
世帯数	(戸)	8,539	8,636	8,838	8,602	7,961
収集 運搬	可燃ごみ (t)	1,189.58	1,183.21	1,181.83	1,181.87	1,163.70
	不燃ごみ (t)	318.50	321.41	322.61	313.87	320.23
	資源ごみ (t)	797.22	777.73	766.81	740.54	711.46
	生ごみ (t)	615.25	624.17	594.79	591.97	602.53
	小 計 (t)	2,920.55	2,906.52	2,866.04	2,828.25	2,797.92
自己 搬入	可燃ごみ (t)	572.13	607.40	661.87	718.98	519.17
	不燃ごみ (t)	407.55	466.47	584.44	526.65	555.08
	資源ごみ (t)	485.24	471.65	507.54	520.13	377.30
	生ごみ (t)	806.33	778.98	799.12	811.87	538.34
	小 計 (t)	2,271.25	2,324.50	2,552.97	2,577.63	1,989.89
ごみ量合計 (t)		5,191.80	5,231.02	5,419.01	5,405.88	4,787.81
1人1日当たり排出量 (g)		896	905	933	954	882
処 理	固形燃料処理※1 (t)	1,979.61	2,023.97	2,094.52	2,157.42	1,905.61
	破碎処理 (t)	455.74	482.17	522.33	497.47	445.78
	生ごみ処理 (t)	1,421.58	1,403.15	1,393.91	1,403.84	1,140.87
処 分	破碎不燃物 (t)	201.47	210.05	232.29	204.00	188.31
	処理困難物 (t)	184.15	205.51	259.16	234.11	283.89
	直接埋立 (t)	38.84	43.74	54.06	51.85	57.52
最終処分量 (t)		424.46	459.30	545.51	489.96	529.72
資源化量※2 (t)		4,229.22	4,048.02	3,780.75	3,739.04	3,330.84
資源化率(処理量ベース) (%)		81.46	77.38	69.77	69.17	69.57

※1 可燃ごみ＋破碎可燃物量

※2 固形燃料化適合物量＋資源ごみ量＋生ごみ量＋破碎鉄プレス等＋処理委託先での固形燃料化処理残渣からの資源ごみ量

1 3. 資源ごみ引渡実績の推移

項 目 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
新聞紙 (t)	247.67	242.13	232.40	208.95	180.95
雑 誌 (t)	86.07	73.82	81.67	87.01	79.50
段ボール (t)	262.46	253.84	253.51	256.19	214.91
紙バック (t)	4.11	4.50	4.32	4.12	4.16
ミックスペーパー (t)	39.08	37.72	40.25	38.21	32.57
紙製容器包装 (t)	78.31	67.40	70.20	70.31	70.33
プラスチック製容器包装 (t)	205.65	202.00	208.49	202.02	193.15
ペットボトル (t)	73.75	73.13	76.60	84.53	71.15
ワンウェイびん (t)	170.92	182.02	189.58	194.92	145.15
リターナルびん (t)	12.44	12.11	15.89	13.39	11.14
鉄プレス (鉄缶含) (t)	64.95	57.48	53.36	57.39	58.70
アルミプレス (t)	83.38	33.42	47.18	52.00	52.76
スクラップ (t)	76.26	64.30	56.76	56.50	68.90
発泡スチロール (t)	4.37	2.50	-	3.37	3.35
古着・古布 (t)	10.93	11.61	12.27	14.40	10.18
蛍光灯 (t)	1.14	2.03	1.52	1.31	0.99
乾電池 (t)	4.25	4.27	5.23	4.38	3.57
小型廃家電等 (t)	18.29	13.81	17.72	20.50	12.46
固形燃料 (t)	1,450.64	1,416.95	1,286.15	1,153.98	1,095.32
合 計 (t)	2,894.67	2,755.04	2,653.10	2,523.48	2,309.24

※固形燃料は可燃ごみ搬入割合による。

1 4. エコガレージの利用状況の推移

項 目 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
利 用 者 数 (人)	19,062	19,689	21,043	23,763	28,303
うち大 人 (人)	18,346	18,941	20,144	22,928	26,602
子 供 (人)	716	748	899	835	1,701
月平均利用者数 (人)	1,589	1,641	1,754	1,980	2,359
受 入 日 数 (日)	206	208	208	206	206
資源ごみ受入量 (t)	160.23	162.89	159.53	165.47	170.02
資源ごみ受入割合 (%)	12.49	13.04	12.52	13.12	15.62

※ 資源ごみ受入割合：エコガレージ受入量 / 資源ごみ受入量(P32 参照)

15. ごみ処理手数料及び収入の推移

年 度 項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入証紙 (円)	25,092,000	26,128,000	26,696,000	26,724,000	27,272,000
現 金 (円)	2,369,840	2,550,600	2,978,720	2,739,360	2,708,240
後 納 (円)	4,005,520	4,044,720	4,320,080	4,440,680	3,265,800
合 計 (円)	31,467,360	32,723,320	33,994,800	33,904,040	33,246,040

16. 資源売却額の推移

年 度 項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙類 (円)	2,036,270	1,966,770	1,963,940	2,883,752	1,654,566
紙パック (円)	49,320	54,000	51,840	49,440	49,920
鉄プレス (円)	1,981,108	1,303,646	1,521,400	1,104,757	1,678,820
アルミプレス (円)	8,768,520	5,089,197	6,114,528	6,006,000	5,107,168
スクラップ (円)	1,811,937	1,249,992	1,226,016	776,875	1,818,960
発泡スチロール(溶融) (円)	117,990	2,700	—	55,605	14,726
リターナルびん (円)	37,919	42,312	54,259	44,445	36,554
古着・古布 (円)	10,927	11,611	12,709	14,132	10,180
小型廃家電 (円)	19,755	14,915	19,133	16,280	12,461
その他 (円)	700,467	2,903,348	2,059,040	2,144,202	1,057,682
合 計 (円)	15,534,213	12,638,491	13,022,865	13,095,488	11,441,037

17. ダイオキシン類測定結果 (コプラナーPCB が含まれている数値)

(1) 一般廃棄物最終処分場浸出液処理施設放流水のダイオキシン類濃度測定結果 (過去5年間)

測定年月日(採取日)	単位	規制値	数 値	測 定 方 法
平成28年8月9日	pg-TEQ/ℓ	10	0.0035	JIS K0312:1999 工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラ ナP C Bの測定方法
平成29年8月8日	pg-TEQ/ℓ	10	0.0081	〃
平成30年8月14日	pg-TEQ/ℓ	10	0.017	〃
令和1年8月13日	pg-TEQ/ℓ	10	0.015	〃
令和2年8月6日	pg-TEQ/ℓ	10	0.00018	〃

- ※ 規制値：10pg-TEQ/g (平成14年12月1日から)
 ※ 平成19年度まではWHO-TEF(1998)による毒性等価係数を用いた数値
 ※ 平成20年度以降はWHO-TEF(2006)による毒性等価係数を用いた数値
 ※ 平成25年度以降はWHO-TEF(2008)による毒性等価係数を用いた数値

(2) 一般廃棄物最終処分場地下水(下流)のダイオキシン類濃度測定結果 (過去5年間)

測定年月日(採取日)	単位	規制値	数 値	測 定 方 法
平成28年8月9日	pg-TEQ/ℓ	1	0.0024	JIS K0312:1999 工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラ ナP C Bの測定方法
平成29年8月8日	pg-TEQ/ℓ	1	0.015	〃
平成30年8月14日	pg-TEQ/ℓ	1	0.170	〃
令和1年8月13日	pg-TEQ/ℓ	1	0.070	〃
令和2年8月6日	pg-TEQ/ℓ	1	0.084	〃

- ※ 規制値：1pg-TEQ/ℓ(平成12年1月15日から適用)
 ※ 平成19年度まではWHO-TEF(1998)による毒性等価係数を用いた数値
 ※ 平成20年度以降はWHO-TEF(2006)による毒性等価係数を用いた数値
 ※ 平成25年度以降はWHO-TEF(2008)による毒性等価係数を用いた数値

18. 焼却施設における作業環境管理のダイオキシン類濃度測定結果

※ 作業評価に用いるダイオキシン類の管理すべき濃度 2.5pg-TEQ/m³

測 定 年 度		測 定 個 所	単位	ダイオキシン類濃度		評 価		管理区域 (1～3)
				幾何平均	幾何標準	第一評価値	第二評価値	
令和 2 年度	前期	焼却炉周辺 及び 集塵設備周辺	pg-TEQ/m ³	0.051	2.29	0.200	0.070	第 1 管理区域
		灰バンカー室上部周辺	pg-TEQ/m ³	0.071	1.97	0.220	0.090	第 1 管理区域
		破碎設備周辺	pg-TEQ/m ³	0.213	2.24	0.800	0.300	第 1 管理区域
	後期	焼却炉周辺 及び 集塵設備周辺	pg-TEQ/m ³	0.082	1.98	0.250	0.100	第 1 管理区域
		灰バンカー室上部周辺	pg-TEQ/m ³	0.122	2.26	0.470	0.170	第 1 管理区域
		破碎設備周辺	pg-TEQ/m ³	0.130	2.10	0.440	0.170	第 1 管理区域

1 9. 一般廃棄物最終処分場の環境測定結果(ダイオキシン類を除く)

- 一般廃棄物最終処分場(埋立処分)より浸出液処理施設へ流入する汚水及び浸出液処理施設で処理後、放出される処理水の分析を実施
- 一般廃棄物最終処分場(埋立処分地)周辺に観測井戸を設置し、上流及び下流地下水の水質検査を実施

(1) 流入水検査結果 (令和2年度)

分 析 項 目	単位	基準値	H27年 8月11日	H28年 8月9日	H29年 8月8日	H30年 8月14日	R1年 8月13日	R2年 8月6日
全窒素	mg/ℓ	120以下 (日間平均60)	1.30	1.60	1.40	3.00	1.10	2.40
硝酸性窒素	mg/ℓ	－	1.20	1.60	1.30	0.42	1.00	0.46
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	－	0.005 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.01 未満	
アンモニア性窒素	mg/ℓ	－	0.05 未満	0.08	0.5 未満	2.5	0.07	
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	mg/ℓ	5以下	0.5 未満	1.0 未満	1.0 未満	0.5 未満	1.0 未満	0.5 未満
n-ヘキサン抽出物質 (動植物性油脂類)	mg/ℓ	30以下	0.5 未満	1.0 未満	1.0 未満	0.5 未満	1.0 未満	0.5 未満
フェノール類	mg/ℓ	5以下	0.05 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.1 未満	0.5 未満	0.5 未満
銅	mg/ℓ	3以下	0.04 未満	0.05 未満	0.3 未満	0.01 未満	0.3 未満	0.05 未満
亜鉛	mg/ℓ	2以下	0.016	0.01	0.2 未満	0.17	0.2 未満	0.05 未満
溶解性鉄	mg/ℓ	10以下	0.1 未満	0.05 未満	1.0 未満	0.3 未満	1.0 未満	0.1 未満
溶解性マンガン	mg/ℓ	10以下	0.1 未満	0.07	1 未満	0.7	1.0 未満	0.1 未満
総クロム	mg/ℓ	2以下	0.05 未満	0.05 未満	0.2 未満	0.005 未満	0.2 未満	0.05 未満
フッ素	mg/ℓ	15以下	0.1 未満	0.08 未満	0.8 未満	0.08 未満	0.8 未満	0.08 未満
一般細菌数	個/ml	－	29	4	11	530	27	440
溶存酸素	mg/ℓ	－	10.0	11.0	11.2	10.3	11.0	8.6

(2) 放流水検査結果 (令和2年度)

① 有害項目

分析項目	単位	基準値	H28年 8月9日	H29年 2月14日	H29年 8月8日	H30年 2月13日	H30年 8月14日	H31年 2月12日	R1年 8月13日	R2年 2月4日	R2年 8月6日	R3年 2月4日
カドミウム	mg/ℓ	0.1	0.001 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.0003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
鉛	mg/ℓ	0.1	0.005 未満	0.005 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.009 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.001 未満	0.01 未満
総水銀	mg/ℓ	0.005	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
全シアン	mg/ℓ	1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	不検出	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
ヒ素	mg/ℓ	0.1	0.001 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.002 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.001 未満	0.01 未満
六価クロム	mg/ℓ	0.5	0.005 未満	0.005 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.0005 未満	0.05 未満
有機りん	mg/ℓ	1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと	不検出	不検出	0.0005 未満	0.0005 未満	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 未満	0.0005 未満
ポリ塩化ビフェニール	mg/ℓ	0.003	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	不検出	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.3	0.003 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.001 未満	0.01 未満
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.001 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.0005 未満	0.01 未満

②その他項目

分析項目	単位	基準値	H28年 8月9日	H29年 8月8日	H30年 8月14日	R1年 8月13日	R2年 8月6日
全窒素	mg/ℓ	120 (日平均 60)	1.6	1.6	2.7	1.2	2.3
硝酸性窒素	mg/ℓ	200	1.6	1.3	0.66	1.1	0.44
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	200	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.01 未満	
アンモニア性窒素	mg/ℓ	200	0.05 未満	0.5 未満	2.0	0.05 未満	
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	mg/ℓ	5	1 未満	1 未満	0.5 未満	1 未満	0.5 未満
n-ヘキサン抽出物質 (動植物性油脂類)	mg/ℓ	30	1 未満	1 未満	0.5 未満	1 未満	0.5 未満
フェノール類	mg/ℓ	5	0.5 未満	0.5 未満	0.1 未満	0.5 未満	0.5 未満
銅	mg/ℓ	3	0.05 未満	0.3 未満	0.01 未満	0.3 未満	0.05 未満
亜鉛	mg/ℓ	2	0.02	0.2 未満	0.15	0.2 未満	0.05 未満
溶解性鉄	mg/ℓ	10	0.05 未満	1 未満	0.3 未満	1 未満	0.1 未満
溶解性マンガン	mg/ℓ	10	0.05	1 未満	0.6	1 未満	0.1 未満
総クローム	mg/ℓ	2	0.05 未満	0.2 未満	0.005 未満	0.2 未満	0.05 未満
フッ素	mg/ℓ	15	0.08 未満	0.8 未満	0.08 未満	0.8 未満	0.08 未満
一般細菌数	個/mℓ	—	8	10	13	5	340
溶存酸素	mg/ℓ	—	10.8	10.8	10.2	11.0	10.0
全りん	mg/ℓ	16	0.014	0.05 未満	0.1 未満	0.05 未満	0.01
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.002 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.002 未満
四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.0002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.0004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	0.01 未満	0.1 未満	0.02 未満	0.1 未満	0.01 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.004 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	0.1 未満	0.3 未満	0.03 未満	0.3 未満	0.001 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.0006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.0006 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.0002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.0002 未満
ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.001 未満
チウラム	mg/ℓ	0.06	0.0006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.0006 未満
シマジン	mg/ℓ	0.03	0.0003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.0003 未満
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.0003 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.002 未満
セレン	mg/ℓ	0.1	0.001 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.001 未満
ほう素	mg/ℓ	50	0.1 未満	0.04	0.12	0.04	0.02 未満
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.005 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.005 未満

(3) 周縁地下水検査結果（令和2年度）

分 析 項 目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上流	電 気 伝 導 率	ms/m	9.1	8.5	8.4	12.5	9.1	10.4	7.7	6.8	7.5	8.2	9.1	8.9
	塩化物イオン	mg/ℓ	13.1	12.3	11.6	8.8	12.2	14.0	12.8	12.1	12.8	14.2	15.0	13.1
下流	電 気 伝 導 率	ms/m	12.0	16.5	17.9	20.0	21.5	22.0	20.9	17.6	18.2	21.8	23.5	21.3
	塩化物イオン	mg/ℓ	27.6	42.9	47.0	55.3	65.2	64.5	52.0	33.0	42.0	63.0	70.0	46.5

20. ごみ質分析結果

(1) 可燃ごみ質

採 取 年 月 日	令和2年10月19日	
収 集 ご み 総 重 量	11,710	kg
抽 出 車 両 ご み 重 量	1,600	kg
搬 入 時 刻	10:15	
収 集 区 域	A B D 地区	
分 析 重 量	縮分前	100 kg
	縮分後	5 kg
縮 分 回 数	3 回	

組成分析結果

項目		単位	分析結果	
ごみの3成分	水 分	%	28.19	
	灰 分	%	7.54	
	可燃分	%	64.27	
	計	%	100.00	
単位容積重量		kg/m ³	190.00	
低位発熱量(計算量)		KJ/kg	11,398.00	
分 析 項 目			乾ベース	湿ベース
紙 類		%	43.55	41.78
	ミックスペーパー	%	5.99	5.29
	紙製容器包装	%	8.77	8.09
	その他紙	%	14.76	14.43
	その他	%	14.03	13.97
布 類		%	10.80	8.49
ビニール・合成樹脂類		%	14.43	12.04
	プラスチック製容器包装	%	8.36	6.62
	その他	%	6.07	5.42
ゴム・革類		%	0.03	0.02
木・竹・わら類		%	1.50	1.98
厨芥類		%	17.43	23.30
	塵芥	%	15.50	21.44
	貝類	%	0.00	0.00
	骨	%	0.79	0.70
	たばこの吸い殻	%	1.14	1.16
不燃物		%	1.94	1.47
	金属類	%	0.00	0.00
	ガラス類	%	0.00	0.00
	その他	%	1.94	1.47
衛生ごみ		%	5.19	7.00
その他		%	5.13	3.92
合計		%	100.00	100.00

(2) 不燃ごみ質

採 取 年 月 日	令和2年10月26日
収 集 区 域	C 地区

組成分析結果

項 目		単位	分 析 結 果	
			重 量 比	容 積 比
プラスチック類		%	41.5	64.5
	ペットボトル	%	0.2	0.9
	容器包装	%	0.4	3.9
	白色トレイ	%	4.2	9.6
その他	袋類	%	2.9	12.2
	他	%	33.8	37.9
金属類		%	13.0	11.1
	アルミ缶	%	0.1	0.2
	鉄缶	%	5.4	5.7
	その他	%	7.5	5.2
ガラス類		%	13.2	3.0
	びん類	%	3.3	1.3
	その他	%	9.9	1.7
陶磁器類		%	11.8	2.2
石 類		%	0.0	0.0
雑 物 類		%	3.6	2.2
煙草・厨芥類		%	0.6	0.3
紙 類		%	1.2	2.6
布 類		%	2.0	1.7
木 類		%	0.4	0.1
ゴ ム 類		%	2.2	0.9
皮 革 類		%	9.5	7.0
その他ビニール類		%	1.0	4.4
合計		%	100.0	100.0

(3) 7カ町村のごみ質分析結果(湿ベース)

項 目		単位	分析結果 ※湿ベース						
			倶知安町	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町
			R2.10.19	R2.9.24	R2.9.24	R2.10.9	R2.9.8	R2.9.8	R2.10.9
ごみの3成分	水分	%	28.19	23.27	33.37	20.65	41.92	44.17	43.08
	灰分	%	7.54	8.12	6.41	7.32	6.00	5.07	6.40
	可燃分	%	64.27	68.60	60.23	72.02	52.08	50.76	50.52
	計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
単位容積重量		kg/m ³	190.00	157.00	213.00	157.00	190.00	210.00	100.00
低位発熱量(計算量)		kJ/kg	11,398.00	12,339.00	10,507.00	13,048.00	8,758.00	8,452.00	8,435.00
紙類		%	41.78	59.89	34.18	55.95	37.04	38.70	36.00
	ミックスペーパー	%	5.29	30.86	9.54	6.19	8.93	7.39	1.10
	紙製容器包装	%	8.09	9.07	5.53	14.44	10.11	6.75	2.16
	その他紙	%	14.43	7.07	4.86	22.11	3.41	6.59	5.26
	その他	%	13.97	12.89	14.25	13.21	14.59	17.97	27.48
布類		%	8.49	8.44	8.08	10.57	10.09	7.18	1.61
ビニール・合成樹脂類		%	12.04	2.37	20.64	9.71	9.40	8.52	28.33
	プラスチック製容器包装	%	6.62	1.97	7.91	6.46	3.39	3.70	20.95
	その他	%	5.42	0.40	12.73	3.25	6.01	4.82	7.38
ゴム・革類		%	0.02	0.00	3.38	0.02	0.00	0.00	0.02
木・竹・わら類		%	1.98	6.11	1.82	1.50	3.12	14.18	0.36
厨芥類		%	23.30	8.73	23.45	10.44	18.46	30.87	20.79
	塵芥	%	21.44	6.02	21.93	9.73	17.96	29.71	19.12
	貝類	%	0.00	0.04	1.02	0.00	0.00	0.00	1.65
	骨	%	0.70	0.00	0.10	0.00	0.00	0.02	0.00
	たばこの吸い殻	%	1.16	2.67	0.40	0.71	0.50	1.14	0.02
不燃物		%	1.47	0.04	2.00	1.00	0.12	0.12	1.16
	金属類	%	0.00	0.04	0.77	0.00	0.12	0.12	0.08
	ガラス類	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42
	その他	%	1.47	0.00	1.23	1.00	0.00	0.00	0.66
衛生ごみ		%	7.00	13.56	5.07	10.46	21.27	0.00	11.58
その他		%	3.92	0.86	1.38	0.35	0.50	0.43	0.15
合計		%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

V ごみ処理手数料（有料化）

1 ごみ処理手数料導入の経緯

昭和46年から町内琴平地区の沢地（面積35,710㎡、深さ約10m）を塵芥捨て場としてごみの埋立処分を開始したが、当初の予測を超える早さで埋まり、加えて、カラスねずみなどが生息し、自然発火が起こるなど塵芥捨て場の維持管理に苦慮することとなった。このことは当然、住民のごみ処理行政に対する苦情、批判、要望として解決を求められることとなった。昭和54年には羊蹄山麓7カ町村共同の焼却炉建設構想が持ち上がったが、諸般の事情で実現に至らなかった。

しかし、埋立地は年々狭まることから、昭和60年、「町ごみ処理基本計画」を定め、焼却・破碎処理施設及び最終処分場の建設を行うこととした。工事は翌61年より用地取得、焼却・破碎処理施設の新設工事を行い、昭和63年12月に使用開始となった。

さて、使用開始に伴い、新しい施設でのごみ処理システム、新たな収集システムを推進するには住民・事業者がごみの分別などごみ処理に新たな認識を持ち、減量化を図る必要があることやごみ処理経費の負担を公平化することに加え、急激な財政負担増を緩和することなどを目的に、「ごみ処理経費の3割程度を住民負担とする」ごみ処理の有料化を検討し、昭和63年9月定例町議会に「倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案」、同年12月定例町議会に「倶知安町収入証紙条例案」を提出し、その後、数度にわたり臨時会・特別委員会での審議を経て平成元年2月臨時会で可決（賛成13、反対10）し、同年6月からの有料化となった。

この間、住民の間に反対の声が高まり、2つの団体から陳情もなされた。議会内でも意見は激しく対立していた。陳情書や議会の審議中における反対意見は次のようなものである。

- ① 家計を圧迫する。
- ② 地方自治の精神からいってごみ処理は自治体の責任。
- ③ 「税の二重負担」。
- ④ 新しいサービス抜きの受益者負担。
- ⑤ 町財政は黒字。
- ⑥ 不法投棄がふえる。
- ⑦ 自己処理による環境の悪化のおそれ。
- ⑧ 無料のままでの住民の意識・マナーの向上が大事。
- ⑨ 住民の多くが反対している。

2 議会での審議経緯

会 議 区 分	審議年月日	件 名 及 び 内 容	結 果
昭和63年 9月 第4回 定例議会	S63. 09. 14	陳情第21号 ごみ処理手数料有料化に反対し、無料の維持を求める陳情(63. 9. 13 受理)	厚生文教常任委員会付託
昭和63年 9月 第3回 定例議会	S63. 09. 16	議案第7号 倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について (63. 9. 13 提出)	厚生文教常任委員会付託
		議案第8号 倶知安町廃棄物処理施設設置管理条例の制定 (63. 9. 13 提出)	原案可決
厚生文教常任委員会	S63. 09. 19	議案第7号 審査	
厚生文教常任委員会	S63. 09. 24	議案第7号 審査(議案修正案2案提出)	5委員のうち、3対2で2案ともに可決
		議案第21号 審査(議案修正案2案提出)	

会 議 区 分	審議年月日	件 名 及 び 内 容	結 果
厚生文教常任委員会	S63. 10. 06	9月24日の修正案について、提出議員から訂正の申し出	承認される
昭和63年10月 第6回 臨時議会	S63. 10. 11	前回より継続審査の議案第7号倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(S60. 10. 4 職務代理者から議長へ提出)	賛成多数で訂正を承認される
昭和63年11月 第7回 臨時議会	S63. 11. 26	前回より継続審査の議案第7号倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の撤回 (S60. 10. 4 職務代理者から議長へ提出)	承認される
昭和63年12月 第4回 定例議会	S63. 12. 14	議案第9号 倶知安町収入証紙条例の制定について (S63. 12. 14 提出) 議案第10号 倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について (S63. 12. 14 提出) 陳情第25号 一般廃棄物の処理手数料の新設に反対し、現行条例による無料処理を求める陳情 (S63. 12. 12 受理)	倶知安町収入証紙条例の制定及び倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての審査特別委員会を設置し、付託される。
		陳情第21号 ごみ処理手数料の有料化に反対し、無料の維持を求める陳情の所管委員会の付託替えについて	付託替え決定 特別委員12名
陳情第25号	S63. 12. 12	一般廃棄物処理の有料化に反対し、無料処理の継続を求める陳情	
特別委員会	S63. 12. 14	正副委員長を選出について	
特別委員会	S63. 12. 22	閉会中の継続審査の申し出について	
特別委員会	S63. 12. 26	議案第9号及び議案10号について審査	
特別委員会	H 元. 01. 09	議案第9号及び議案10号について審査	
特別委員会	H 元. 01. 17	議案第9号及び議案10号について審査	
特別委員会	H 元. 01. 24	議案第9号及び議案10号について審査	
		議案第9号及び議案10号審査並びに陳情第21号、陳情25号審査 議員修正案の提出	議案第9号及び修正案
		倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	起立多数で可決(議案第10号及び修正案)
		倶知安町収入証紙条例の制定について	起立多数で可決 (修正案は新政会案)

会 議 区 分	審議年月日	件 名 及 び 内 容	結 果
平成元年 2 月 第 1 回 臨時議会	H 元. 02. 10	継続審査の議案第 1 0 号 修正道議 " 委員会修正	起立多数で可決 起立多数で可決 修正部分を除く部分の原 案は起立多数で可決
		継続審査の議案第 9 号 委員会修正	起立多数で可決 修正部分を除く部分の原 案は起立多数で可決
		継続審査の陳情第 2 1 号及び陳情第 2 5 号	不採択
		陳情第 2 6 号 一般廃棄物処理有料化に反 対し、無料処理の継続を求める陳情	不採択

3 有料化後の経緯

ごみ処理有料化後も住民の間には有料化に対する不満が根強く残っていた。平成 2 年 8 月「町民投票条例の制定を求める住民の会」（地区労などで構成）が結成され、地方自治法第 7 4 条に基づいて「俱知安町における一般廃棄物処理手数料徴収についての町民投票に関する条例」の制定を求める直接請求運動を展開し、1 カ月の運動期間に有権者（約 1 3, 0 0 0 人）の半数を超える 7, 7 4 7 名の署名（有効署名は 7, 1 2 8 名）を集め、条例制定を請求した。

これに対し、平成 2 年 1 0 月「ごみ処理費の一部を直接負担する制度は必要」との立場に立つ「ごみを正しく認識する会」が設立され、有料化の是非が再び論議されることとなった。「町民投票に関する条例案」には反対意見を付して同年 1 1 月臨時会に提案し、議会審議を経て、同年 1 2 月議会で採決の結果、成案には至らなかった。

その直後の平成 3 年 1 月の町長選挙は有料化問題を主な争点として争われたが、有料化を唱えた現職町長が当選（現職 6, 2 6 2 票、反対候補 2 名 3, 4 0 0 票、5 9 4 票）し、有料化騒動に終止符が打たれた。

4 ごみ処理手数料の算出（平成 1 2 年版清掃事業概要より転記）

（1）年間収集処理予定数量

a 一般廃棄物年間ごみ量

収集車年間台数

（可燃） 年間台数 2, 4 8 1 台 × 2. 5 t = 6, 2 0 2 t

（不燃） 年間台数 8 6 4 台 × 2. 0 t = 1, 7 2 8 t

合 計 3, 3 4 5 台 7, 9 3 0 t

（諸事情により 2 0 % 減） 6, 3 0 0 t

b 事業活動に伴う一般廃棄物 年間ごみ量 4 5 0 t

c 自己搬入 年間ごみ量 2 0 0 t

d 産業廃棄物 年間ごみ量 5 0 t

総体ごみ量 7, 0 0 0 t

（2）収集・処理業務に係る諸経費

収集業務 (年 間) 2 3, 7 3 6 千円

センター業務 (年 間) 7 9, 7 5 9 千円

全体処理経費 1 0 3, 4 9 5 千円

(3) 町民の廃棄物処理に係る経費負担割合

(全体諸経費の30%程度を処理手数料として徴収した場合)

$$\text{全体諸経費 } 103,495 \text{ 千円} \times 30\% = 31,000 \text{ 千円}$$

(4) 一般廃棄物処理手数料の算定

ア、人口と世帯状況

(人口18,090人、世帯数 6,800世帯、一世帯当たり人口2.7人、昭和63年度末現在)

a 1世帯当たり年間ごみ量 $926.5 \text{ kg} (6,300,000 \text{ kg} \div \text{世帯数 } 6,800 \text{ 世帯})$

b 1kg当たり処理手数料 $4.45 \text{ 円} (1 \text{ 袋 } 80 \text{ 円} \div 1 \text{ 袋に入る量 } 18 \text{ kg})$

c 1世帯当たり処理手数料 (年間) $926.5 \text{ kg} \times 4.45 \text{ 円} = 4,123 \text{ 円}$

d 1世帯当たり処理手数料 (1カ月) $4,123 \text{ 円} \div 12 \text{ カ月} = 343.6 \text{ 円}$

イ、年間ごみ処理徴収金額

$$\text{世帯数 } 6,800 \times \text{一世帯当たり処理手数料 (年間) } 4,123 \text{ 円} = 28,036,000 \text{ 円} \quad \text{①}$$

ウ、事業活動に伴う一般廃棄物の処理手数料 (従来から徴収している事業者の実績額)

1回の量10袋まで(400ℓ又は180kg以下)

1回の量20袋まで(800ℓ又は360kg以下)

1回の量30袋まで(801ℓ又は361kg以上) 計 $2,364,000 \text{ 円} \quad \text{②}$

エ、自己搬入処理手数料(10kg当たり20円)

$$\text{年間搬入量 } 200,000 \text{ kg} \times 2 \text{ 円/kg} = 400,000 \text{ 円} \quad \text{③}$$

オ、産業廃棄物処理手数料

$$\text{年間搬入量 } 50,000 \text{ kg} \times 4 \text{ 円} = 200,000 \text{ 円} \quad \text{④}$$

$$\text{手数料合計} \quad \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = 31,000,000 \text{ 円}$$

5 ごみ処理手数料の見直し

(1) 条例改正の背景

「俱知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」は昭和48年に制定し、昭和51年、60年、平成元年及び平成11年に一部改正し現在(平成16年)に至っている。

この条例制定時における廃棄物は全量を埋立処理し、条例の規定もその適正な処理に主眼が置かれており、廃棄物の排出抑制、減量化といった規定が脆弱であった。

しかし、廃棄物処理に伴って生じる様々な影響が今日の環境問題の要因となっていることから、廃棄物処理における環境への負荷を低減させ、併せて廃棄物の循環的利用を促進するなど持続可能な社会を実現することが求められていることから、条例の全部改正を行い、各主体(町、事業者及び町民)の責務及び役割を明確にし、資源の循環的利用を促進し、環境に配慮した適正な処理を推進するため規定の整備を行った。併せて、廃棄物の排出抑制、減量を推進し、負担の公平、事業者の自己処理責任を明確にするため、処理手数料の見直し等を行った。

(2) 全部改正の主なポイント (当初原案)

ア 町、事業者及び町民の責務及び役割を明確化

イ 清掃美化協力員の配置

ウ 集積場の設置と管理について

エ 資源物の持ち出し禁止

- オ 廃棄物の適正処理について
- カ 処理・処分手数料の見直し(生ごみ分別有料化、清掃センターへの自己搬入の料金値上げ)
- ・定額料金収集手数料廃止
 - ・一般廃棄物処分手数料 10kg に付き 20円⇒10kg に付き 80円
 - ・産業廃棄物処分手数料 100kg に付き 400円⇒10kg に付き 250円
- キ 一般廃棄物処理業の許可等手数料の新設

(3) 審議経過

年 月 日	事 項
平成16年 8月10日	俱知安町清掃審議会(諮問、条例の説明と審議)
8月24日	俱知安町清掃審議会(条文修正審議、答申)
8月26日	厚生文教常任委員会(条例全部改正説明)
8月31日	厚生文教常任委員会(条例全部改正説明)
9月 6日	議会提出(議案第6号)
9月16日	厚生文教常任委員会付託、継続審査
9月21日	厚生文教常任委員会(審査の進め方について協議)
9月28日	厚生文教常任委員会(条例の説明を受け、逐条審査)
10月 4日	厚生文教常任委員会(条例の説明を受け、逐条審査)
10月12日	厚生文教常任委員会(逐条審査)
10月15日	一般廃棄物手数料値上げ内容の見直しを求める陳情書(陳情第17号)を厚生文教常任委員会に付託
10月20日	厚生文教常任委員会(逐条審査)
11月 4日	厚生文教常任委員会(逐条審査)
11月11日	厚生文教常任委員会(陳情書の意見を聴取し、その後、逐条審査)
11月25日	厚生文教常任委員会(修正個所についての協議)
11月30日	一般廃棄物手数料値上げ内容の見直しを求める陳情書(陳情第18号)を厚生文教常任委員会に付託
〃	厚生文教常任委員会(修正個所についての協議)
12月 9日	厚生文教常任委員会(修正個所の総括)
12月13日	委員会審査報告作成
12月16日	委員会審査報告(修正可決)

(4) 修正概要

- ア 条例の通称名「ごみ条例」を明記
- イ 清掃美化協力員の規定削除
- ウ 集積場に対する土地又は建物の占有者の協力等の文言の修正
- エ 生ごみ大(200)容器廃止
- オ 自己搬入の一般廃棄物手数料の額(10kg当たり80円を10kg当たり40円に修正)
- カ 施行期日に経過措置設ける

(5) 議員提案により条例の一部改正(平成17年2月9日臨時議会において可決)

生ごみ排出容器の種類が町長提案では3種類であったが、議会修正により大(200)容器が削除されたものの、町民から大(200)容器を復活してほしいとの要望があったので、議員提案により一部改正提案され、可決される。

6 ごみ処理手数料(収入証紙)の徴収

(1) 収入証紙の種類及び廃棄物処理手数料と指定容器のサイズ等

① 可燃ごみ、不燃ごみ（ポリエチレン製）

ア、20円	縦36cm	横40cm		容量100
イ、40円	縦64cm	横40cm	折込6cm付	容量200
ウ、80円	縦78cm	横65cm	折込6cm付	容量400

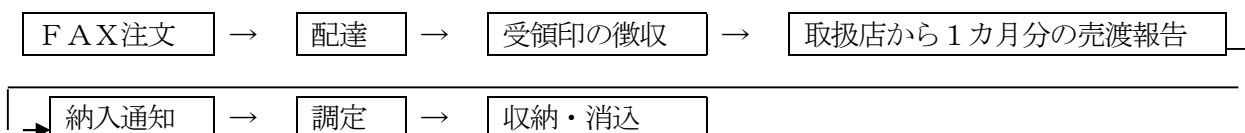
② 生ごみ(生分解性プラスチック)

ア、20円	縦25cm	横30cm	折込5.5cm付	容量50
イ、40円	縦36cm	横40cm	折込6cm付	容量100
ウ、80円	縦64cm	横40cm	折込6cm付	容量200

(2) 指定容器(ごみ袋)取扱店(売りさばき人)の指定

- ア、住民が買い求めやすい場所(商店)であること。
- イ、地域的に網羅されていること。
- ウ、商工会議所の加盟店名簿を参考とした。
- エ、現在の取扱店は27店舗。(日用品雑貨店、スーパー、コンビニ、薬局、その他)
- オ、取扱店には「倶知安町指定ゴミ袋取扱店」のステッカーを表示している。

(3) 指定容器(ごみ袋)取扱店からの手数料の収納(徴収)方法



(4) 指定容器(ごみ袋)の取扱単位

一枚単位で指定店に卸す方法では、現実問題として町と取扱店の双方とも指定袋の販売管理、在庫管理は難しい状況である。そこで、販売単位を大1組5枚(400円)、中1組10枚(400円)、小1組10枚(200円)に包装している。また、製作(印刷)業者は20組を1梱包としている。

(5) 指定容器(ごみ袋)取扱店の売りさばき手数料

売りさばいた証紙の額面の10%に消費税相当額を加えた額を、売りさばき手数料として取扱店に支払う。

7. 全国のごみ処理手数料の状況

(1) 計画収集を有料化している自治体数

種 類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市区町村（一部含む）		1,741	1,741	1,741	1,741	1,741
うち生活系ごみ		1,387 79.7%	1,395 80.1%	1,397 80.2%	1,404 80.6%	1,409 80.9%
うち事業系ごみ		1,495 85.9%	1,502 86.3%	1,504 86.4%	1,507 86.6%	1,509 86.7%
粗大ごみ を除く	うち生活系ごみ	1,119 64.3%	1,120 64.3%	1,124 64.6%	1,134 65.1%	1,140 65.5%
	うち事業系ごみ	1,487 85.4%	1,492 85.7%	1,495 85.9%	1,498 86.0%	1,501 86.2%

※ 環境省「日本の廃棄物処理 令和元年度版」から抜粋（令和3年3月作成）

(2) ごみの収集手数料の状況

(市町村数)

有料化ごみ 排出形態		可燃 ごみ	不燃 ごみ	資 源 ご み						粗大 ごみ	粗大 ごみ を含 めい ずれ かが 有料
				紙類 (紙パック、 紙製容器 包装を 除く)	紙製 容器 包装	金属 類	ペット ボトル	容器包装 プラスチック (白色トレイを除く)	生 ごみ		
生活系ごみ (収集ごみ)	有 料	1,086	838	106	103	357	336	296	96	1,118	1,409
	無 料	607	786	1,389	1,119	1,280	1,375	856	129	361	329
	収集無	48	117	246	519	104	30	589	1,516	262	3
事業系ごみ (収集ごみ)	有 料	1,459	1,090	518	397	694	638	382	181	820	1,509
	無 料	45	70	303	233	234	264	137	45	43	40
	収集無	237	581	920	1,111	813	839	1,222	1,515	878	192

※ 環境省「日本の廃棄物処理 令和元年度版」から抜粋（令和3年3月作成）

元 俱知安町長 伊 藤 弘

はじめに

今回、このようなお話の機会を頂いた事に感謝するとともに、ご期待にそえるかの不安がある。

でも、我々町村長はどんな時にでもどんな人からでも「やった仕事についてのべよ」と言われた場合はこれに心良く応じ批判も含め意見を頂くのが本務である。

今回のごみ処理の一連の問題については、町村自治体では日常的に発生する「行政が住民とどのように向き合っていくのか」の具体的行政行為であり現在もそれは引き続き継続中である。「住民合意」という言葉は今では地方分権と並んで自治体での日常語になっている感があるが、その具体的受け止め方、その実行となると、当然の事ながら様々である。

戦後これまでの間、民主主義の実行において「国民の意思をどのように行政に反映させるか」、具体的には「税金という国民から一時的に預かった資金を住民サービスのためにどのように投下するか」というフレームは変わっていないと考えるが、国内外の社会、経済環境、そして国民一人ひとりの価値観等に大きな変化が現れている現在、住民がこれまでのように「自分達の選んだ代表にそれを託す」という事のみに飽き足らず「自ら直接表現し行動する姿」が見られるようになった。

一方、行政側としてもこれまでのように議会を中心とした民意の把握だけでは行政目的の達成が十分ではなく「住民から直接意見を吸収して行政を行う」というスタイルが多く取られるようになった。

これは「議会の軽量化と行政執行手続きの長期化をもたらしている」という指摘を考慮しても住民の意思がより反映されるという点において、全く合理的なやり方であろう。

今回のごみ問題のように住民の全てが関わるものの、その処理について住民は、「わが町、我が地域ではごめん被りたい」とはっきりした意思表示があり「町長のみの判断には任せられない」といい、一方、町長側もごみ問題については、「今後の我が町、我が地域に住む人々にとって生活と環境を永続的に確保していくために、そしてその事が我々の住む地球にとっても必要な事であり、我々自身もそのための役割を持ち責任を果たそうではないか」と直接住民に訴えることになる。

このような背景で今回なされた我々と住民との約束は、北海道のほんの一角でなされた小さな出来事ではあるが「今後の日本の資源循環型社会の一員に本町も加わろう」という意思表示でもある。

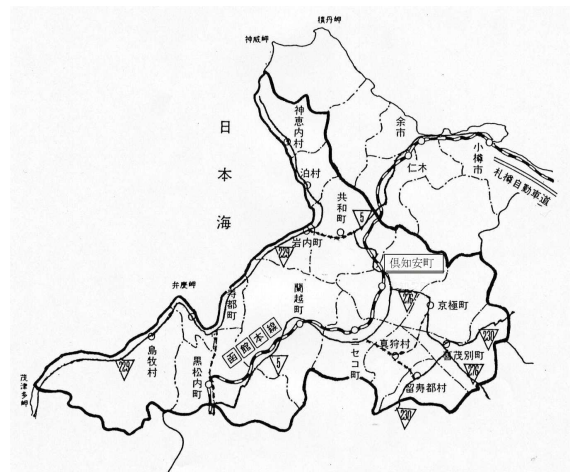
1. 俱知安町

倶知安町は羊蹄山、ニセコの麓にあり、ニセコ国際ヒラフスキー場を擁する観光地として、また品質の良い食用ジャガイモを生産する農業地帯として発展してきた町である。

一方で、後志支庁を始め、民間企業、国、道等の出先機関が集まる後志管内の経済、行政などの中心的役割を果たしてきた町である。

特に、消防、し尿処理、医療・福祉などについては広域行政での取り組みを積極的に進めてきている。

この町の一般廃棄物問題で町を二分する大きな出来事が起こったのは、平成元年の一般廃棄物処理費用の有料化問題であろう。



(管内と倶知安町の位置)

それまで、無料の一般家庭ごみを他市町村に先駆けて、有料化に踏み切ったのが今から１２年前の事である。

その後、平成3年の町長選挙で有料化継続を掲げて立候補した当時の町長が当選して、この問題に決着がなされたが、それは資源循環型社会の到来を予測した町民の先見性の勝利であったともいえる。

しかし、有料化後の一般ごみの減量化は期待された程の成果は出ず、そのための第2次対策が求められていた。

そんな折りに、ごみの中間処理施設である焼却施設から出るダイオキシン類の排出基準が設けられ、さらに基準がきびしくなることになり、全国の自治体と同様、本町においてもこの基準への対応が求められた。

2. ごみ処理の広域化

ごみ処理の広域化は、本来は処理全般（資源化、焼却、埋め立て処理など）の広域実施が理想であるが、我々の地域では、これまで述べたように平成14年12月からのダイオキシン類の新排出基準等の実行という外圧（？）などもあり、焼却処理の広域化の議論が先行された。

後志支庁が事務局となり、管内20市町村中、南後志地域14町村が「南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会—会長：倶知安町長」を発足させたのは平成10年3月のことである。以降、平成12年4月まで9回の協議会、そして担当部課長などからなる幹事会が頻繁に開催され、白熱した議論を展開した。その議論の中心になったのは、

- ① 将来のごみ処理の展望、具体的にはごみの減量化、資源化、そして焼却、埋め立て処理などの将来展望
- ② 住民の参加協力と施設設置の住民合意の問題
- ③ 平成14年12月からの新施設が出来るまでの過渡期の対応
- ④ 施設の設置場所

などである。特に、各町村長からなるこの協議会で最も時間を費やしたのが「新しい焼却施設をどの町村に設置するか」という適地選定の問題であった。

1) 適地選定

平成12年1月、第8回協議会で、倶知安町を除く13町村長は、「新しい焼却施設の設置場所とし倶知安町が適地である」との決定をし、倶知安町にその受入れを求めた。その理由とするところは

- ① 倶知安町が地理的に各町村から比較的等距離にあり、収集運搬コストの低減が見込まれること。
 - ② 倶知安町のごみ排出量が他町村に比べ多いこと
 - ③ ごみ処理のノウハウの積み重ねが倶知安町にあること
- 等である。

この新しい施設は「総事業費60億円、処理量90トン／日、ダイオキシン類の排出濃度は基準値の100分の1の0.1ナノグラムを目標とする。

参加町村は、当面11町村、最終14町村」というものであった。

2) 倶知安町の対応

これを受けた倶知安町では、協議会の意向は十分尊重したいが、住民、議会の合意が必要な問題であることから、住民、議会に提案する前段として次のような対案を協議会に示した。

- ① ごみ処理の広域化は既に各地での流れであり、倶知安町としても一定の役割を持ちたい。
- ② しかし、受入対象町村の範囲は、平成14年の新基準に対応出来ない、そしてこれまでも広域行政の実績のある羊蹄山麓6町村分としたい（理由—協議会から求められた11町村分90トン／日は現在本町の4倍近い焼却量となり住民の理解が得られない）。
- ③ このため、新しい焼却施設の建設はせず、現在本町で使用している焼却施設を改造する（理由—ごみ処理について今後30年間も新しい施設で燃やし続ける時代が続くとは思わない。特にこの10年間は推移を良く見守るべきである）。
- ④ 山麓7町村の広域処理にしても、本町では他町村ごみの受入れについては初めての事であり、住民及び議会の合意が前提である、等の対案を提出し、第9回の協議会で倶知安町のこの考えは了承された。このことにより、倶知安町側から受入れ拒否をされた岩内町など4町村のごみの焼却処理については、これまでも4町村の広域処理で行ってきた経緯もあり、現在の施設を改造して平成14年の新基準に対応する事になった。これら協議・決定の経過は新聞で報道されたこともあり、町民の間でごみ処理広域化への関心が一気に高まった。

3. 住民合意と議会の同意

このように南後志地区14町村のごみ処理広域化問題は、現在の9本の煙突を「将来1本、当面2本」の協議会当初案から「将来1本、当面3本」とし新基準をクリアする方向へと変更された。そのうちの現在7本を1本にするとされた羊蹄山麓地域7町村では「山麓協議会」を立ち上げ、受入れ条件等の協議を開始するとともに、倶知安町では6町村のごみ受入れのための住民合意、議会承認のための作業が始まった。

(1) 住民との話し合い

町内に直接住民からの意見を聞くための場が設けられ、連日の話し合いとなった。話し合いの時間は多くの人が出席可能な夕方6時以降とした。

○：ごみ広域処理問題検討委員会

町内全域から公募（10名）と町からの委嘱委員10名の20名で構成、開催回数：6回

○：ごみ処理施設周辺地域住民説明会

ごみ処理施設周辺住民：18戸、開催回数：7回

○：町内会長説明会

町内会・自治会：103組織、開催回数：2回

○：清掃審議会

町長の諮問機関：10人、開催回数：7回

これらのうち、特に議論が活発だったのは、検討委員会と周辺住民との話し合いの場であり、13回の協議が重ねられた。

(2) 話し合いの経緯

倶知安町では、議会・住民に対し次の基本的考えを示し「羊蹄山麓地域での広域化を進め、6町村の一般ごみを受け入れたい」と理解を求めた。

- ① ブロック内13町村長から11町村分の一般ごみを倶知安町で焼却して欲しい旨の要請があったが4町村分はお断りした。
- ② 羊蹄山麓7町村の現有施設で、平成14年12月からの新基準に対応出来るのは倶知安町のみであり、更に、これまで長い間羊蹄山麓7町村の広域行政で本町が中心的役割を果たしてきた実績がある。
- ③ 倶知安町としても、今後の焼却処理のランニングコスト、将来の施設更新のための負担は年々大きいものが予想される。
- ④ 新たに他町村のごみが搬入されるために心配される住民の健康管理には万全の対応を取りたい。ダイオキシン濃度についても厚生省基準のさらに10分の1を目指し、そのため施設改造をしたい。
- ⑤ いずれにしても住民、議会から他町村のごみの搬入はノーと言われた場合には協議会、他町村に対し受入れのお断りをするつもりである、とした。

ここで、特徴的なのは、町としては羊蹄山麓地域での広域化処理のため、6町村のごみを受け入れたいと考えているが、しかし住民及び議会の理解が得られなければこれを断ることとし、話し合いも決して先に「他町村のごみの受入れありき」ではなく対応したことである。そのための協議時間も出来るだけ長く（一年間）取った。当然、6町村にもこのような経過を話し、了解をもらいながらの作業であった。

(3) 反対決議

しかしながら、ごみ処理施設周辺地域住民の反対は強く、平成12年5月「他町村のごみ受入れ反対決議」が周辺住民から町に出され、施設周辺には「受入れ反対！」の看板が乱立した。更に検討委員会でも受入れ反対の意見が多く出されたが、この委員会では結局、「町がごみ処理施設周辺住民への説得が出来るか、出来るなら山麓全体の事も考え、止むを得ない」との意見が大勢を占め、町内会長会議、清掃審議会においても「ごみ処理施設周辺地域住民の意向が最も大事である」とした。明確に反対の立場を取る、周辺住民の意見はおおよそ次のようなものであった。

- ① 必ずしも、ごみ処理の広域化に反対するものではないが、これまで倶知安町のゴミを燃やす煙を10年以上見てきて、今後は他町村も入れ更に燃やされるのは、我慢出来ないものがある。
- ② これからは、ごみは燃やすのではなく、資源として再利用、リサイクルし、住民協力によるごみの分別、減量化・資源化が最も大事なのに、その取り組みが見えない。
- ③ 我々地域住民との話し合いも新聞、町広報などで受入決定のような記事が出てからであり、不信感

がある。

- ④ 他町村のごみの運搬による車の騒音、排気ガスが心配である、などであるが、特に減量化、資源化についてのやりとりに多くの時間が費やされた。

(4) 合意への話し合い

これに対し町側としても、今回の広域化方針に併せ、リサイクル実施計画の樹立を早めること等を約束し理解を求めたが、町に対する不信感などもあり、合意にはなお時間を要した。

このような時期に議会での論議も活発になり、それに併せ議会の仲介などの動きもあり、町側から周辺住民側に対し追加提案を行った。それは、

- ① 今の焼却施設は平成26年頃までが耐用年数と考えられるが、平成27年以降については今の場所での焼却を行わない。この点については、これまで私がその時の町長なり議会が決定することとして、提案を渋っていたものである。
- ② 他町村の生ごみについては、持ち込ませない。倶知安町の生ごみについては、量が一番多いということもあり、平成17年から、燃やさず資源化したい。更に生ごみ以外についても倶知安町で現在、または将来、資源化して燃やさないこととした場合は、その時点で他町村も同様とする。
- ③ 今後の本町のごみの資源化計画、実施方針などについては町民からなる新たな協議会を立ち上げ、住民と町とのゴミ情報の共有化、協力関係を強化したい、というものであった。

同時に町は、12年度補正予算などでリサイクル実施計画策定など、出来るものから資源化に向けた対策を進めた。並行して6町村の合意も取らなければならなかったが、各町村とも生ごみの搬入禁止や膨大な焼却場改築費負担に対する意見は出たものの、最終的にはこちらの原案通りに了解してもらうことができた。

この時点から、流れは合意の方向に大きく踏み出すことになり、広域協議会で他町村から適地は倶知安町と決定、要請されてから一年後の平成13年1月、ようやくごみ処理施設周辺地域住民と町との間でそれまでの話し合いを内容とする協定書を取り交わすことが出来た。この結果、他の委員会などでも、町の案を了承していただいた。

(5) 町議会の同意

今回のごみ処理広域化問題で町議会の果たした役割は大きい。議会側は町側と早い時期から、広域協議会での審議経過を所管委員会場で論議をしてきた。それは何処に広域焼却施設が建設されようと、そこで処理するごみは我が町から排出されるものも含まれるものであり、そのための分別や資源化が同時に起こる問題だからである。

しかし、倶知安町が広域焼却場の適地と選定され、他町村のごみの受入れを要請された以降の議論は、それまでと一変したものとなった。主な議論としては

- ① 住民合意のあり方と取り方。住民投票の是非。
- ② 住民の健康管理のための対策。
- ③ ごみ減量化・資源化のための方策と適正処理の方策。
- ④ 他町村のごみの受入れに伴う他町村からの協力内容。
- ⑤ 分別などの住民協力。⑥現在の焼却場の将来移転。

などについて短期間で一気に活発な議論がなされた。

議会は、多くの資料を調べ、先進地の情報を視察収集し、理解を深めるとともに、必要な条例、規則の制定、改正及び対策のための予算などの町長提案の審議を行った。

また、住民からの反対決議が町に出て、話し合いが膠着した時の議会側の仲介などもタイミングの良いものであった。

そして、何よりも「これからの時代は環境問題がこの地球に住む人間にとって最も重要な問題であり、そのためにはそれぞれの地域が責任を追わなければならない、倶知安町もその一翼を担わなければならない」という意見の議員が多かったことである。

最終的に、平成13年度予算において、これらの関連予算の町長提案を原案通り議決し、ここに議会の同意がなされた。

なお、一会派から再々にわたり「平成27年度以降の現焼却施設の現在地からの移転（町外移転を含む）

を、現時点で議会議決すべき」という点について議論がなされたものの、議決に至らなかった事を付け加えたい。

4. 平成12年から現在までの町の取り組み

このような住民、議会の合意形成中においても、町としては出来るものからごみの資源化のための次のような対策を進めた。この事が結果的には反対住民も含め、住民の町に対する理解にもつながった、ものと考えている。

- ① 一般廃棄物処理基本計画（昭和60年10月制定）の全面改正及びリサイクル推進実施計画の策定（平成12年7月作業開始、平成13年2月完了）
- ② 資源ごみ袋・分別ガイドブックの住民全戸への配布（平成12年9月～13年3月）
- ③ 焼却施設改造にかかる生活環境影響調査の実施（広域化関係：平成12年8月～平成13年3月）
- ④ ペットボトルの分別収集（ペットボトル減容機の設置、平成12年10月分別収集開始）
- ⑤ 生ごみのコンポスト化（町学校給食センター生ごみの全量コンポスト処理及び家庭用処理モニター事業：平成12年11月実施）
- ⑥ 減量化・リサイクル推進住民説明会（平成12年8月～現在、延べ51回770名）
- ⑦ 資源物ストックヤード 160㎡増設（平成13年1月完成）

5. 今後の課題

今後の私達地域の一般ごみ処理については、資源化、焼却処理等の広域化を目指すこととなろうが、そのための課題は余りにも多い。現時点であげるとすれば次のとおりと考えている。

- ① 今回、焼却場周辺地域住民と交わした協定書の遵守―特に生ごみ処理などごみの資源化へ向けた取り組み
- ② ごみの排出抑制、減量化・資源化のための対策と分別の徹底などの住民協力
- ③ 施設整備のための膨大な財政負担と小規模町村組織の限界
- ④ めまぐるしく変化する施設機能、技術革新への対応
- ⑤ 製造から処理にいたるまでの有機的な連携―日本社会全体の資源化
- ⑥ 広域化のための関係自治体の理解と将来の町村合併をも見据えた対応
- ⑦ 産業廃棄物についても今後、自治体との関わりが予想される

等が挙げられるが、どれ一つ取っても大きなエネルギーと時間が必要とされ、住民を始め関係機関のごみ問題に対するこれまで以上の理解が必要である。

6. ま と め

今回の俱知安町でのごみ処理広域化問題の取り組みは、他町村のごみ受入れ是非から始まったが、それに留まらない広範囲な議論の展開がなされた。現時点での決着は、最終的なごみ問題の解決までのほんの始まりを意味するものに過ぎないが、今回我々が住民側から多くの事を学んだという点において特徴的であったと言える。それは、

- ① 燃やす事ありきでは無く、出来るところまで資源化し、後残った物を安全に処理する。
- ② 現時点での最新式の焼却炉建設は、ごみの資源化を遅らせる怖れがある。
- ③ 今後も莫大な費用がかかるとすれば、ごみ処理の広域化は避けられない。
- ④ しかし、その場合でも施設周辺地域の住民を含め、通常から住民と行政との協力信頼関係、情報の共有化などが必要である。
- ⑤ ごみ処理を自治体、住民のみに負わせるのではなく、製造・販売事業者、国等の責任を明確にする。などである。ごみ問題が今後、どの地域にとっても主要なテーマとなり、そのめまぐるしい変化をも考えると、住民と行政との関係も今まで以上に密接なものとなろう。

VI 広域ごみ処理について

1. 経過

年 月	内 容
平成9年1月 (国が策定)	ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定 ・緊急対策 (排出濃度80ng/m ³ を超えた施設は緊急に対策を実施) ・恒久対策 (燃焼管理の徹底、広域化による全連続路への転換、焼却灰の高度処理)
平成9年12月 (北海道が策定)	「ごみ処理の広域化計画」策定 ・北海道を32ブロックに設定し、広域化を推進
平成10年3月	南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会設置(事務局：後志支庁)
平成12年1月 (国が策定)	ダイオキシン類対策特別措置法施行(環境基準、排出基準の設定)
平成12年3月	「南後志地域ごみ処理広域化基本計画」策定 計画策定後5年ごとに基本計画の見直しを行う
平成12年7月	羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会を設立 (山麓地域6町村の広域処理を行うため、受け入れ条件等の協議を開始) 焼却施設改造に係る生活環境影響調査の実施
平成13年1月	山麓地域6ヶ町村の可燃ごみ受け入れにあたって、ごみ処理施設周辺旭地域の住民と協定書を締結した。 焼却炉の終期を平成27年3月31日とする。 生ごみを焼却しない(別途リサイクル)等、全10項目の締結
平成14年11月	焼却炉の改修工事完了(バグフィルター、2次燃焼送風機の設置)
平成14年12月 (国が策定)	ダイオキシン類に係る排出基準の規制強化(10ng/m ³)
平成14年12月	羊蹄山麓6町村可燃ごみを受け入れ 倶知安町の焼却炉で焼却処理を開始し現行の焼却処理体制へ移行した。
平成17年3月	生ごみ分別収集を開始し、生ごみ堆肥化を民間委託
平成20年8月12日	第17回 南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会 【広域処理に向けた検討結果】 ① 羊蹄山麓グループは平成27年度供用開始に向けて、ごみ焼却施設更新を検討する。 ② 岩宇・南部後志は当面は現有ごみ焼却施設によりごみ処理を継続し、施設更新時に集約化の方向で検討する。 【理由】 ① 本ブロックは広大な面積を有し、豪雪地帯でもある。 ② 各グループのごみ処理は広域的な連携から効率的な運用が図られている。 ③ 産業構造の違いからごみの資源化には地域の実情を考慮する必要がある。 ④ 直接搬入ごみは現状の広域化を継続することが効果的である。 一以上の理由により、平成12年3月策定の広域ごみ処理基本計画」を変更した。 【今後の対応方針】 ① 羊蹄グループについては平成27年度の供用開始をめどに、ごみ処理施設の更新を検討する。 ② 岩宇グループ、南部グループについては当面は現有ごみ焼却施設により可燃ごみの処理を行うこととし、施設更新時に集約化の方向で検討する。

年 月	内 容
平成20年8月12日	【協議会の今後の取り扱い】 ① 羊蹄グループについては羊蹄山麓廃棄物広域処理連絡協議会においてごみ焼却施設の更新を検討する。 ② 岩宇グループ及び南部グループについては岩内地方衛生組合及び南部後志衛生施設組合が共同で検討を進める。
平成20年8月29日	第36回幹事会 可燃ごみの処理方法として焼却に変わり固形燃料化方式を検討
平成22年5月17日	富良野市リサイクルセンター視察 羊蹄山麓7ヶ町村の首長と担当者が一般廃棄物由来の固形燃料製造施設を視察
平成22年6月29日	第23回 協議会 羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会の可燃ごみ処理方針として固形燃料化とすることを決定した。 各町村はその結果を持ち帰り、住民、議会等に説明して理解を得た後、11月下旬から12月上旬を目途にごみ処理計画を正式決定することとする。
平成22年10月頃	京極町議会において独自での調査研究を行っており、京極町としてはただちに協議会の決定に賛成できない。 固形燃料化について固形燃料製造後の引取先等に不安要素がある。
平成22年11月2日	北海道地域暖房株式会社から固形燃料の買い取りに係る複数年契約は可能である旨、回答を得る。
平成23年1月19日 ～ 20日	富良野市リサイクルセンター及び北海道地域暖房株式会社を視察 ・ ニセコ町議会議員 ・ 留寿都村議会議員 ・ 京極町議会議員 ・ 喜茂別町議会議員
平成23年2月17日	第26回 協議会において 羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会のごみ処理方針として小型焼却炉、炭化炉を含む固形燃料化方式を決定した。
平成23年2月25日	平成23年度第2回臨時町議会において2月17日開催の第26回協議会でごみ処理方針が全7町村長の合意により決定した旨、行政報告を行った。
平成23年4月12日	第27回 協議会において 羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会としては事業実施場所を倶知安町が適地であるとの方針を決定した。 今後、業務の事業主体を検討する ① 公設方式 ② 公式民営 ③ 民設民営 について協議する。
平成23年6月 2日	第28回 協議会において 事業実施の方法 ・ 公設公営 ・公設民営 ・民設民営 具体的な固形燃料化の実施方法について経費等及び各方法の利点等を比較検討している。
平成24年5月15日	第29回 協議会において 羊蹄山麓地域廃棄物広域ごみ処理基本計画を承認。ただし、事業方式に係る事項は未決定のため、決定した段階で最終承認とする。倶知安町清掃センター解体について、全体で負担及び検討をすることで合意

年 月	内 容
平成24年8月 6日	第30回 協議会において 事業方式について、民間委託方式の方向で進め、検討することを各町村長で確認した。
平成25年1月29日	第31回 協議会において 事業方式について、各町村長の考えは民間委託方式と確認する。一部の町村では協議が必要のため、その後、最終決定することとした。
平成25年4月12日	第32回 協議会において 事業方式について、民間委託方式に決定した。
平成25年6月 3日	羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託のプロポーザルの公告
平成25年11月8日	羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託契約締結 処理方式：固形燃料化、場所：倶知安町、事業方式：民間委託 処理開始：平成27年3月から
平成27年2月 9日	地方自治法の規定により、倶知安町への一般廃棄物の焼却処理に係る事務の委託廃止の届出書を道知事に提出。
平成27年3月 2日	羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ固形燃料化本稼働
平成28年2月12日	第35回協議会において ごみ焼却施設関係町村負担金の最終精算、最終年度の焼却灰の取り扱いについて、ともに原案どおり決定した。
平成29年12月26日	第38回協議会において 倶知安町清掃センター焼却施設解体時における関係町村の費用負担方法・割合について、修正案どおり決定し、協議書を交わす。

- 国は平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定
- 国のガイドラインに沿って、北海道が平成9年12月に「ごみ処理の広域化計画」を策定
- 北海道の「ごみ処理の広域化計画」に沿って南後志地域廃棄物広域連絡協議会が平成11年3月発足
- 平成12年3月「南後志地域ごみ処理基本計画」を策定
 - ・ 平成26年度まで3ブロックに分かれて既設の施設を使用することとした。
 - ・ 平成27年度以降は14町村での広域処理を行う。
- 平成18～19年度に南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会及び幹事会を開催し、
 - ・ 広域の取り組み、処理する廃棄物の種類、処理の方法、処理能力及び設置予定地等を協議
- 平成20年8月12日開催の第17回 南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会において
 - ① 本ブロックは広大な面積を有し、豪雪地帯でもある。
 - ② 各グループのごみ処理は、広域的な連携から効率的な運用が図られている。
 - ③ 産業構造の違いからごみの資源化には地域の実情を考慮する必要がある。
 - ④ 直接搬入ごみは現状の広域化を継続することが効果的である。

一以上4項目の理由から、平成12年3月策定の広域ごみ処理基本計画」を変更した。
- 今後の各地域協議会での検討事項
 - ① 羊蹄地域については平成27年度の供用開始をめどに、羊蹄山麓廃棄物広域処理連絡協議会の枠組みにおいてごみ処理施設の更新を検討する。
 - ② 岩宇地域及び南部地域については当分の間、現存施設、岩内地方衛生組合及び南部後志衛生施設組合で焼却処理することとするが、平成27年度を目途に岩宇地域、南部後志地域が広域で処理することとして検討を進める。
- 平成20年8月29日開催の第36回 羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会幹事会において、次期可燃ごみの処理方法は焼却処理を止め、リサイクルに伴う一般廃棄物由来による固形燃料化の方向を検討することとした。
- 平成22年6月29日開催の第23回 協議会において、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会と

して次期可燃ごみの処理方法を固形燃料化とすることを協議会の結論とし、各町村議会及び住民等に説明を行うこととした。

- 平成23年2月17日開催の第26回 協議会において小型焼却炉或いは炭化炉を含む固形燃料化方式が決定した。
- 平成23年2月25日開催の第2回臨時町議会において、2月17日開催の第26回協議会で、ごみ処理方針が全7町村長の合意により決定した旨、行政報告を行った。
- 平成23年6月2日開催の第28回協議会において事業実施の方法について検討
 - ・ 公設公営
 - ・ 公設民営
 - ・ 民設民営
- 平成25年4月12日開催の第32回協議会において民間委託方式に決定
- 平成25年11月8日 羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託契約の締結

「倶知安町の状況」

倶知安町では平成21年22年の「まちづくり懇談会」において、一般廃棄物を原料とする固形燃料化方式について町民への説明を行った。この結果、町民の反応は固形燃料化を支持する声が圧倒的であった。

これと平行して議会関係(厚生文教常任委員会及び議会各会派)への説明、倶知安町美しいまちづくり審議会へも同様の説明を行い、理解を得た。

「焼却処理から固形燃料化へ」

倶知安町の現状から、焼却炉を新たに設置して焼却を主体としたごみ処理を行うことは非常に困難であることが考えられるため、仮に他の町村に焼却炉を設置した場合でも施設建設費、維持費ともにその半分以上を負担し、かつごみの運搬費用を新たに負担することに町民の理解を得ることは難しいと考えられる。

一以上のことから、倶知安町の次期ごみ処理は単純焼却処理方式から脱却し、循環型社会の推進に根ざしたリサイクルを進めた、可燃ごみの固形燃料化を実施することとした。

「一般廃棄物による固形燃料化を進める理由」

羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会において検討の結果

(1) 循環型社会の形成の推進に資するごみ処理

再資源化率	焼却炉による焼却	55.1%
〃	固形燃料化	87.1%

(2) 地球温暖化ガス排出の抑制(二酸化炭素の排出抑制)

年間CO ₂ 排出量	焼却炉による焼却	2,860t-CO ₂ /年
〃	固形燃料化	1,505t-CO ₂ /年

(3) 化石燃料の削減

① 王子製紙(株)苫小牧工場

年間固形燃料の焼却量	120,000t
うち道内製造固形燃料	20% 24,000t
道外製造の固形燃料	80% 96,000t

ボイラー最大能力 240,000tの能力を有しているが、全体の50%しか固形燃料を使用できていず、他の50%は、石炭、廃タイヤ、建築廃材チップ等を燃料としている。

② 北海道地域暖房(株)

年間固形燃料焼却量 20,000t

ボイラーの能力の60%しか固形燃料を使用出来ていず、他の50%は、石炭、建築廃材チップ等を燃料としている。

③ 日本製紙(株)勇払工場

年間固形燃料焼却量 11,000 t

ボイラー能力の4%しか固形燃料を使用できていないため、石炭を燃料としている。

3社とも化石燃料以外の燃料を調達しようとしており、今後、固形燃料の必要性は明らかである。

(4) 施設設備経費及び運営経費の低減

① 建設費	焼却炉	2,520,000 千円		
	固形燃料化	1,100,000 千円		
② 維持管理補修費	焼却炉	単年度 181,370 千円	15 年間	2,720,550 千円
	固形燃料化	単年度 143,870 千円	15 年間	2,158,050 千円
③ 経費の総額	焼却炉	5,240,550 千円		
	固形燃料化	3,258,050 千円		

(5) 地域の実情に即したごみ処理

- ① 羊蹄山麓地域、特に倶知安町では早くからごみの有料化が進み、住民のごみに対する意識が高い。
- ② 小学校、中学校の社会科の授業の中でごみ処理が学習されていることなどから、ごみ処理に対して子供のころから自然と身についていること。
- ③ 生ごみが別途分別され、別途処理(堆肥化処理)がなされていること。
- ④ 可燃ごみの全体量が年間3,700 t、うち固形燃料化される処理量が2,300 tを見込んでおり、これは富良野市の処理量に近い数字であり、処理量として適量である。

一以上5項目の理由から、リサイクルの一環とした固形燃料化によるごみ処理を行うこととする。

2. 羊蹄山麓7町村のもやせるごみの排出量(破碎残渣・生ごみ残渣案分後)

(単位: kg)

町 村 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
蘭 越 町	425,206	412,741	406,413	407,570	365,505
ニ セ コ 町	584,851	605,030	629,033	692,836	650,916
真 狩 村	183,229	192,515	192,817	208,277	193,622
留 寿 都 村	310,781	309,693	322,175	331,626	298,233
喜 茂 別 町	240,816	237,559	244,047	260,434	237,828
京 極 町	430,237	444,392	446,715	450,207	389,626
6 町 村 合 計	2,175,120	2,201,930	2,241,200	2,350,950	21,35,730
倶 知 安 町	2,043,150	2,118,380	2,134,640	2,218,425	1,973,855
7 町 村 合 計	4,218,270	4,320,310	4,375,840	4,569,375	4,109,585

※平成26年度は平成27年2月末までに倶知安町清掃センターに搬入された各町村のもやせるごみ量を示した。

3. 羊蹄山麓7町村のもやせるごみ量割合

(単位: %)

町 村 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
蘭 越 町	10.08	9.55	9.29	8.92	8.89
ニ セ コ 町	13.86	14.01	14.37	15.16	15.84
真 狩 村	4.34	4.46	4.41	4.56	4.71
留 寿 都 村	7.37	7.14	7.36	7.26	7.26
喜 茂 別 町	5.71	5.50	5.58	5.70	5.79
京 極 町	10.20	10.31	10.21	9.85	9.48
6 町 村 合 計	51.56	50.97	51.22	51.45	51.97
倶 知 安 町	48.44	49.03	48.78	48.55	48.03
7 ケ 町 村 合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※平成26年度は平成27年2月末までに倶知安町清掃センターに搬入された各町村のもやせるごみ量の割合を示した。

4. 羊蹄山麓地域広域ごみ処理新施設整備状況

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
項目		基本計画	基本設計	発注・実施設計	建設工事	供用開始
民 設 民 営 の 場 合	発 注 者	① 羊 蹄 山 麓 地 域 広 域 ご み 処 理 基 本 計 画	② 提 案 仕 様 書 作 成	③ 提案評価 ・ 委員会設置 ・ 仕様書確定 ・ 提案受付 ・ 提案評価 ④ 事業者選定 ⑤ 発 注 ⑥ 整備状況調査	⑩ 工程監理 ・ 整備進捗状況調査 ・ 試験運転状況調査	⑭ 供用開始 H27.3～
	受 注 者			⑦ 実施設計 ⑧ 生活環境影響評価 ⑨ 許認可申請・許可	⑪ 工事着手 ⑫ 試験運転調整 ⑬ 竣 工	⑮ 処理開始 H27.3～